

2020. 7. 18

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型 (新興国通貨戦略コース)／(円ヘッジコース)

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(新興国通貨戦略コース)」および「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年1月17日に関東財務局長に提出しており、2020年1月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2020年1月17日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 安倍 秀雄
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	46
第3【ファンドの経理状況】	52
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	70
第三部【委託会社等の情報】	71
約款	117

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）」を「新興国通貨戦略コース」、「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」を「円ヘッジコース」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2020年1月18日から2020年10月15日までとします。

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

世界の様々な資産を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

＜日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）＞

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(債券、不動産投信、その他 資産(MLP、優先証券))))		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（債券、不動産投信、その他資産（MLP、優先証券））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券、不動産投信およびその他資産（MLP、優先証券）に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(債券、不動産投信、その他 資産(MLP、優先証券))))		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（債券、不動産投信、その他資産（MLP、優先証券））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券、不動産投信およびその他資産（MLP、優先証券）に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色 1

相対的に高い利回りが期待できる3つの資産(高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等)に投資を行ないます。

■主として先進国の資産に投資を行ない、相対的に高いインカム収益の獲得をめざします。

特色 2

新興国通貨の高い金利収入の獲得もめざす「新興国通貨戦略コース」、為替変動の影響が異なる「円ヘッジコース」、「ヘッジなしコース」、「通貨プレミアムコース」をご用意しました。

■お客様の運用ニーズに合わせて、コースをお選びいただけます。
また、コース間でスイッチングが可能です。

■「新興国通貨戦略コース」は、新興国20通貨程度の中から、相対的に金利の高い新興国通貨を買い建てると同時に、相対的に金利の低い新興国通貨を売り建てる為替取引を行ないます。

■「円ヘッジコース」は、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの軽減をめざします。

■「ヘッジなしコース」は、為替ヘッジを行なわず、円安時の為替差益の獲得をめざします。

■「通貨プレミアムコース」は、通貨のカバード・コール戦略を行ないプレミアム収入(オプション料)の獲得をめざします。

※為替ヘッジを行なった場合は為替ヘッジコストがかかります。為替ヘッジを行なわない場合は投資先通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生します。通貨のカバード・コール戦略ではプレミアム収入が期待されますが、円安時の為替差益が一定額にとどまります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特色 3

毎月の決算時に、収益分配を行なうことをめざします。

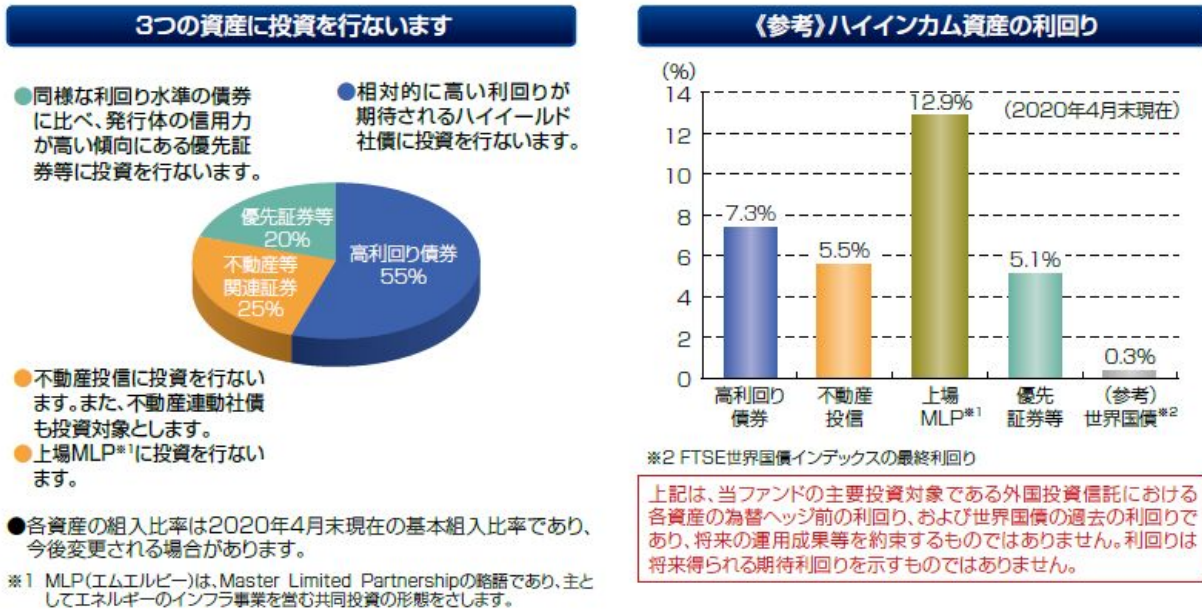
■毎月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配方針に基づき分配金の支払いを行なうことをめざします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

●市況動向および資金動向などにより上記のような運用ができない場合があります。

特色 1 相対的に高い利回りが期待できる3つの資産 (高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等)に 投資を行ないます。

■安全資産とみられる国債などの利回りは相対的に低い水準にあり、相対的に高い利回りが期待される、高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等が注目を集めつつあります。



《参考》3つの資産について

● 高利回り債券

相対的に高い利回りが期待される、米国などのハイイールド社債に投資を行ないます。

■ 相対的に信用格付が低いハイイールド社債は、金融危機以降のリスク資産を回避する流れのなかで弱含みましたが、米国の実体経済や企業業績の回復を背景に、その後は力強い回復を見せています。

高利回り債券は、J.P.モルガンインベストメント・マネージメント・インクが実質的な運用を担当します。

● 不動産等関連証券

1. 不動産投信および不動産連動社債

- 世界の不動産投信の中から、高い収益率や収益の安定性が期待される投資先を選別します。
- このほか、不動産私募ファンドの収益に連動する不動産連動社債も投資対象とします。不動産私募ファンドは、三井不動産投資顧問株式会社が運用受託するものを対象とします。

不動産連動社債が対象とする不動産私募ファンドにおいては、借入れの手法を用いてレバレッジ取引を行ないますが、総資産に占める借入れの比率は、借入れ時点において50%~60%程度を目処とします。

2. 上場MLP*

- MLP*は、主としてエネルギーのインフラ事業を営む共同投資の形態です。多くがアメリカの株式市場に上場されており一般の株式と同じように取引されています。

※ MLP(エムエルピー)は、Master Limited Partnershipの略語です。

不動産等関連証券は、クレディスイス・アセット・マネジメント(スイス)リミテッドが実質的な運用を担当します。

● 優先証券等

- 株式と社債の中間的特性をもった有価証券であり、優先証券、永久劣後債、期限付劣後債などをいいます。同様な利回り水準の債券に比べ、発行体の信用力が相対的に高い場合が多くみられます。
- 投資に際しては、高水準のインカム収益の安定的な獲得をめざすために、流動性や発行体の信用格付のほか、繰上償還リスクや利払いなどの繰延リスクなどに配慮した運用を行ないます。

優先証券等は、スペクトラム・アセット・マネジメント・インクが実質的な運用を担当します。

《参考》世界的な金融危機からの力強い回復



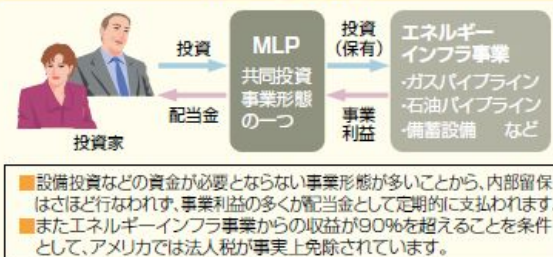
国債: FTSE世界国債インデックス、投資適格社債: FTSE世界BIG債券インデックス(社債)、ハイイールド社債: ICE BofA Merrill Lynch米国ハイイールドインデックスのそれぞれ米ドルベースのトータルリターン(利回り)の値です。

上記は過去のものであり将来の運用成果等を約束するものではありません。

不動産投信や不動産連動社債の仕組み



MLP*の仕組み



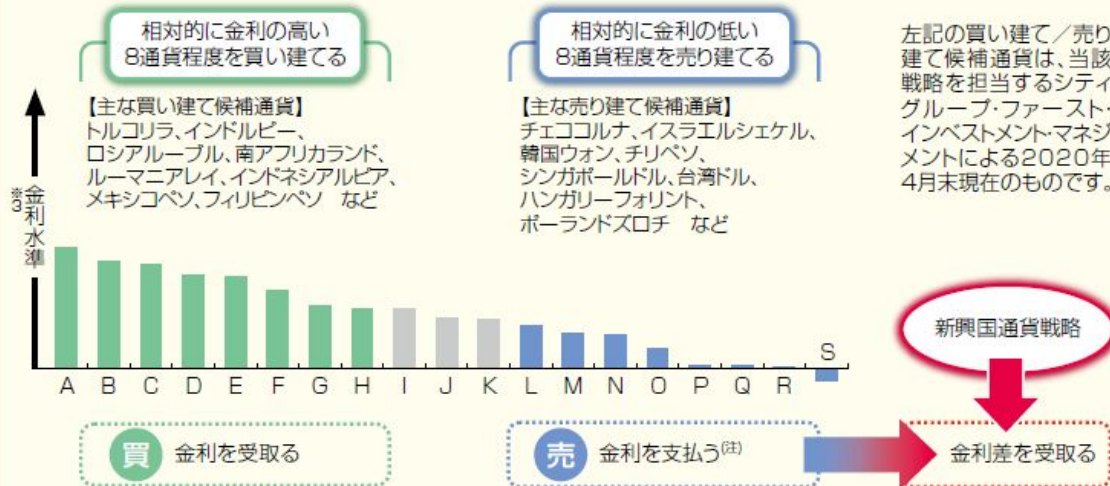
	期待収益	価格変動	弁済順位
株式	高	大	下
優先証券等			
優先証券			
永久劣後債			
期限付劣後債			
社債	低	小	上

上図は一般的な優先証券等の特長について例示したイメージ図です。

新興国通貨戦略について

- 新興国20通貨程度^{※1}の中から、金利水準などをもとに、買い建てる通貨と、売り建てる通貨をそれぞれ8通貨程度選択し、金利が相対的に高い通貨を実質的^{※2}に純資産総額の130%程度買い建てると同時に、金利が相対的に低い通貨を同金額売り建てることで、高い金利収入をめざします。
- 買い建て／売り建てを行なった新興国通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

新興国通貨戦略のイメージ(2020年4月末現在)



※1 投資対象通貨は随時見直しを行なうため、将来増減する場合があります。

※2 実際の運用ではスワップ取引などを用い、上記の手法で算出される金利差の獲得をめざします。

※3 為替先渡取引におけるフォワード金利の水準です。

(注) 通貨の需要が高まると、低金利を受け入れてもその通貨を保有したいと考える人が増えることにより金利が押し下げられ、フォワード金利がマイナスになる場合があります。例えば、先高感の強い新興国通貨の需要が高まった場合などには、フォワード金利がマイナスとなることがあります。新興国通貨戦略では、売り建てた新興国通貨の金利の合計が、マイナスとなった場合には、マイナス金利を支払う(＝金利を受取る)こととなります。

為替相場や金利変動などに伴う基準価額の変動について

- 「新興国通貨戦略コース」では、現物資産の運用に加え、金利が相対的に高い新興国通貨を買い建てると同時に、金利が相対的に低い新興国通貨を同金額売り建てることから、基準価額は為替相場の動向や金利変動などにより以下のように変動します。

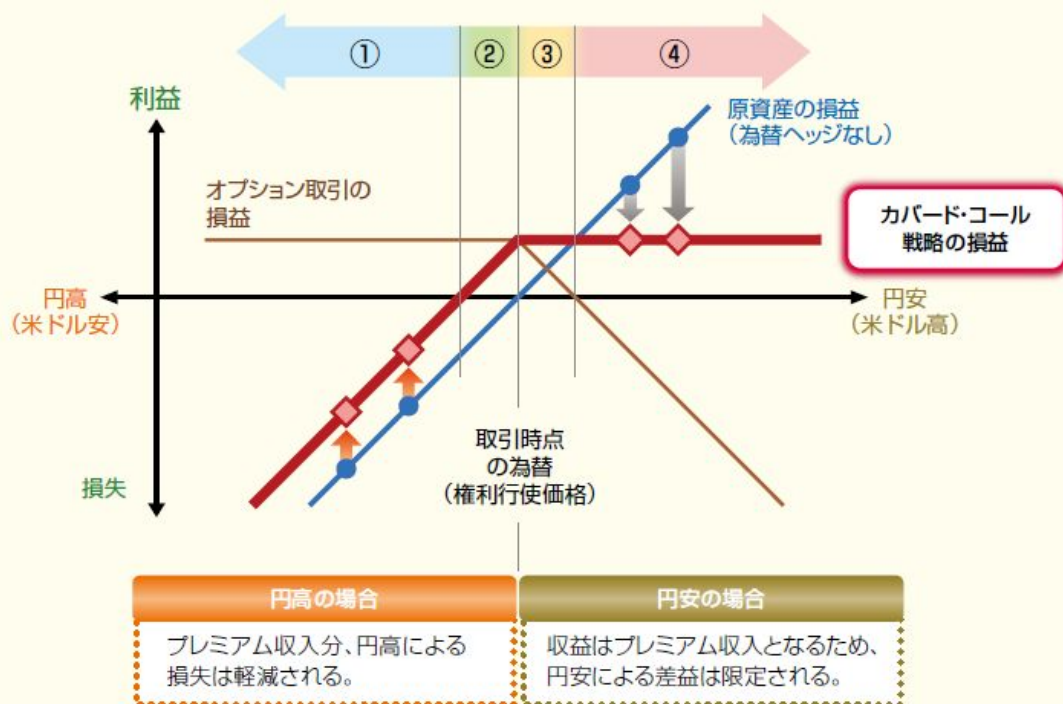
基準価額の上昇要因		基準価額の下落要因	
資産価格の上昇	● 円安／買い建て通貨高 ● 円高／売り建て通貨安 ● 買い建て通貨国の金利が上昇 ● 売り建て通貨国の金利が下落	新興国通貨戦略コース	● 円高／買い建て通貨安 ● 円安／売り建て通貨高 ● 買い建て通貨国の金利が下落 ● 売り建て通貨国の金利が上昇
			資産価格の下落

※ 上記は為替相場や金利水準、資産価格などによる基準価額の変動要因の概要であり、全ての変動要因を網羅したものではありません。基準価額の変動要因はこのほかにも存在します。詳しくは、投資リスクをご覧ください。

通貨のカバード・コール戦略について

- カバード・コール戦略とは、保有資産の将来の値上がり益(=不確実な利益)を放棄する見返りに、現時点のプレミアム収入(=確実な利益)の獲得をめざす戦略です。
- 原資産(米ドル建)を保有し、米ドル(対円)のコールオプションを売却します。

損益のイメージ(満期時)



為替相場の動向と損益のイメージ

- 「通貨プレミアムコース」では、現物資産の運用に加え、米ドル(対円)のコールオプションを売却しますので、為替差益は為替相場の動向により以下のように変動します。

為替相場	円 高		円 安	
値動き	プレミアム収入の			
	範囲外	範囲内		範囲外
戦略の損益 (ヘッジしない 場合との比較)	①損 失	②利 益	③利益(限定)	④利益(限定)
	プレミアム収入の分、 為替差損がヘッジなし より抑制される。	プレミアム収入が為替 差損を上回るため、利益 となる。	収益はプレミアム収入 に限定されるが、ヘッジ なしを上回る。	収益はプレミアム収入 に限定され、為替差益 の多くを得られない。

※当ページは、原資産(米ドル建)の100%相当額の米ドル(対円)を買う権利を売却した場合の、通貨カバード・コール戦略の説明であり、当ファンドのカバード・コール戦略と異なる場合があります。

《参考》各資産の運用会社

J.P.Morgan Asset Management

J.P.モルガン・インベストメント・ マネージメント・インク

- 世界60カ国以上に拠点を持つ世界有数の金融持ち株会社JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある、資産運用部門J.P.モルガン・アセット・マネージメント*の一角です。
 - J.P.モルガン・アセット・マネージメント*は、運用資産総額約1.9兆米ドル(約205兆円)を世界各国の株式、債券などで運用しています。
 - ハイイールド債券運用チームは25年以上のハイイールド債券運用実績を有しており、運用資産総額は約313億米ドル(約3.3兆円)に上ります。
- ※J.P.モルガン・アセット・マネージメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドにおいて、高利回り債券部分を実質的に担当します。

S P E C T R U M

スペクトラム・アセット・ マネージメント・インク

- 1987年に米国コネチカット州に設立された、優先証券運用業界で最大手の運用会社で、2001年10月にプリンシパル・グローバル・インベスターズの傘下に入っています。
- 優先証券戦略に特化しており、約216億米ドル(約2.3兆円)の資産を運用しています。
- プリンシパル・グローバル・インベスターズは、1879年に設立された総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用部門です。幅広いアセットクラスの資産運用サービスをグローバルに提供しており、運用資産総額は約4,593億米ドル(約49兆円)です。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドにおいて、優先証券等部分を実質的に担当します。

CREDIT SUISSE

クレディ・スイス・アセット・ マネージメント(スイス)リミテッド

- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門のスイス法人です。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門は、世界5拠点到配しており、約1,195人の従業員を擁しています。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門の運用資産総額は、約4,240億米ドル(約45兆円)を誇ります。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門における、不動産運用部門の運用資産総額は、約506億米ドル(約5兆円)を誇ります。

(2019年6月末現在、1米ドル=107円85銭で換算)

当ファンドにおいて、不動産等関連証券部分を実質的に担当します。

シティグループ・ファースト・ インベストメント・マネージメント

- シティグループ・ファースト・インベストメント・マネージメント・リミテッドはシティグループ・インク傘下の投資運用会社です。運用資産残高は約35億米ドル(約3,782億円)です。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用会社であり、「新興国通貨戦略コース」で行なう新興国通貨戦略および「通貨プレミアムコース」で行なう、カバード・コール戦略を担当します。

日興グローバルラップ株式会社

- 日興グローバルラップ株式会社は、資産運用サービスを提供するコンサルティング・カンパニーです。
- 1998年より投資助言業務、2004年より投資一任業務を営んでいます。

当ファンドの「通貨プレミアムコース」で行なう、カバード・コール戦略の詳細を選定します。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※ファンド間でスイッチングを行なうことができます。ただし販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

<新興国通貨戦略コース>/<円ヘッジコース>

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としています。これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<ヘッジなしコース>/<通貨プレミアムコース>

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

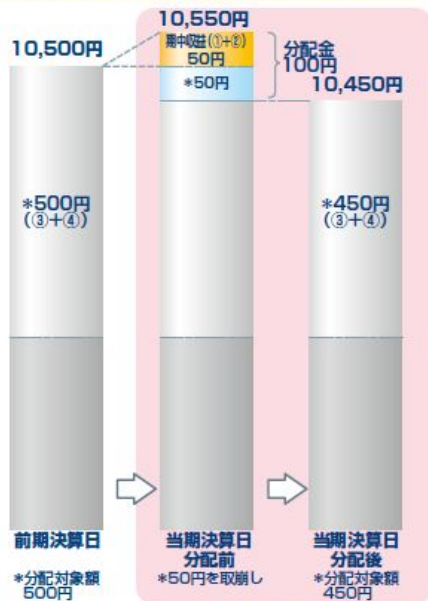
投資信託で分配金が支払われるイメージ



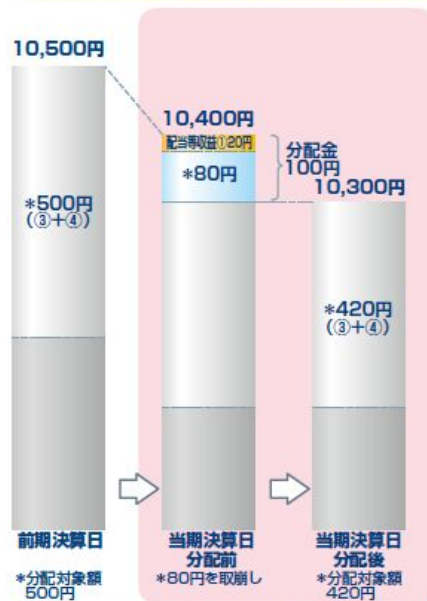
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



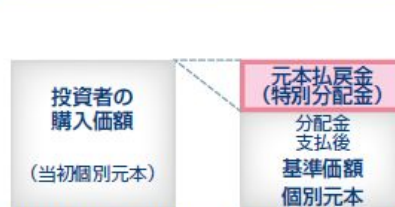
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



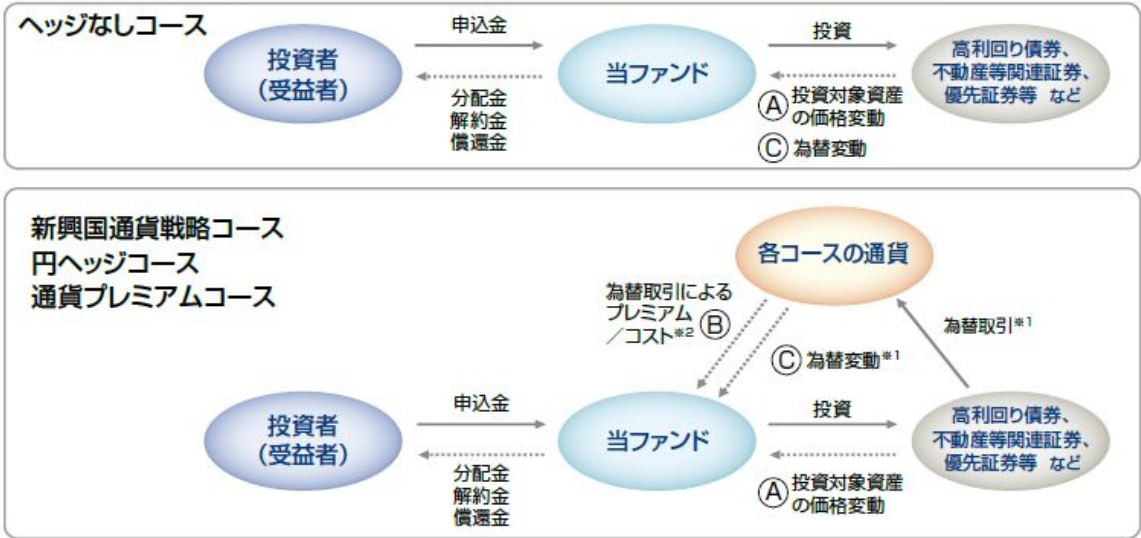
※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 新興国通貨戦略コースは、買い建て／売り建てを行なった新興国通貨と円の為替変動リスクがあります。円ヘッジコースは、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。通貨プレミアムコースは、円に対する米ドルのカバード・コール戦略を行ないます。カバード・コール戦略では、円高時にプレミアム収入分、円高による損失が軽減されます。

※2 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		=	① 資産の値上がり／値下がり		+	② 為替取引によるプレミアム／コスト		+	③ 為替差益／差損	
新興国通貨 戦略コース	収益を得られる ケース		資産の上昇			プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 買い建て通貨の金利 — 売り建て通貨の金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が プラス			為替差益の発生 ・円安／買い建て通貨高 ・円高／売り建て通貨安	
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落			コスト(金利差相当分の費用)の発生 買い建て通貨の金利 — 売り建て通貨の金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が マイナス			為替差損の発生 ・円高／買い建て通貨安 ・円安／売り建て通貨高	

収益の源泉		=	① 資産の値上がり／値下がり		+	② 為替ヘッジプレミアム／コスト		+	③ 為替差益／差損	
円ヘッジ コース	収益を得られる ケース		資産の上昇			ヘッジプレミアムの発生 円の金利 — 原資産通貨の 金利 が プラス			原則として 為替ヘッジを行ない、 為替変動リスクの 低減を図ります。	
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落			ヘッジコストの発生 円の金利 — 原資産通貨の 金利 が マイナス				

*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

収益の源泉		=	①	+	②	+	③
ヘッジなし コース	収益を得られる ケース		資産の上昇		為替ヘッジを 行なわないので ありません。		為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落				為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高

収益の源泉		=	①	+	②	+	③
通貨 プレミアム コース	収益を得られる ケース		資産の上昇		プレミアムの発生 円に対する米ドルの コールオプションの売却による プレミアム収入		収益はプレミアム収入に 限定され、為替差益は 得られません。
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落		ありません。		為替差損の発生 原資産通貨に対して プレミアム収入を超える 円高

*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用についてのご留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年10月29日

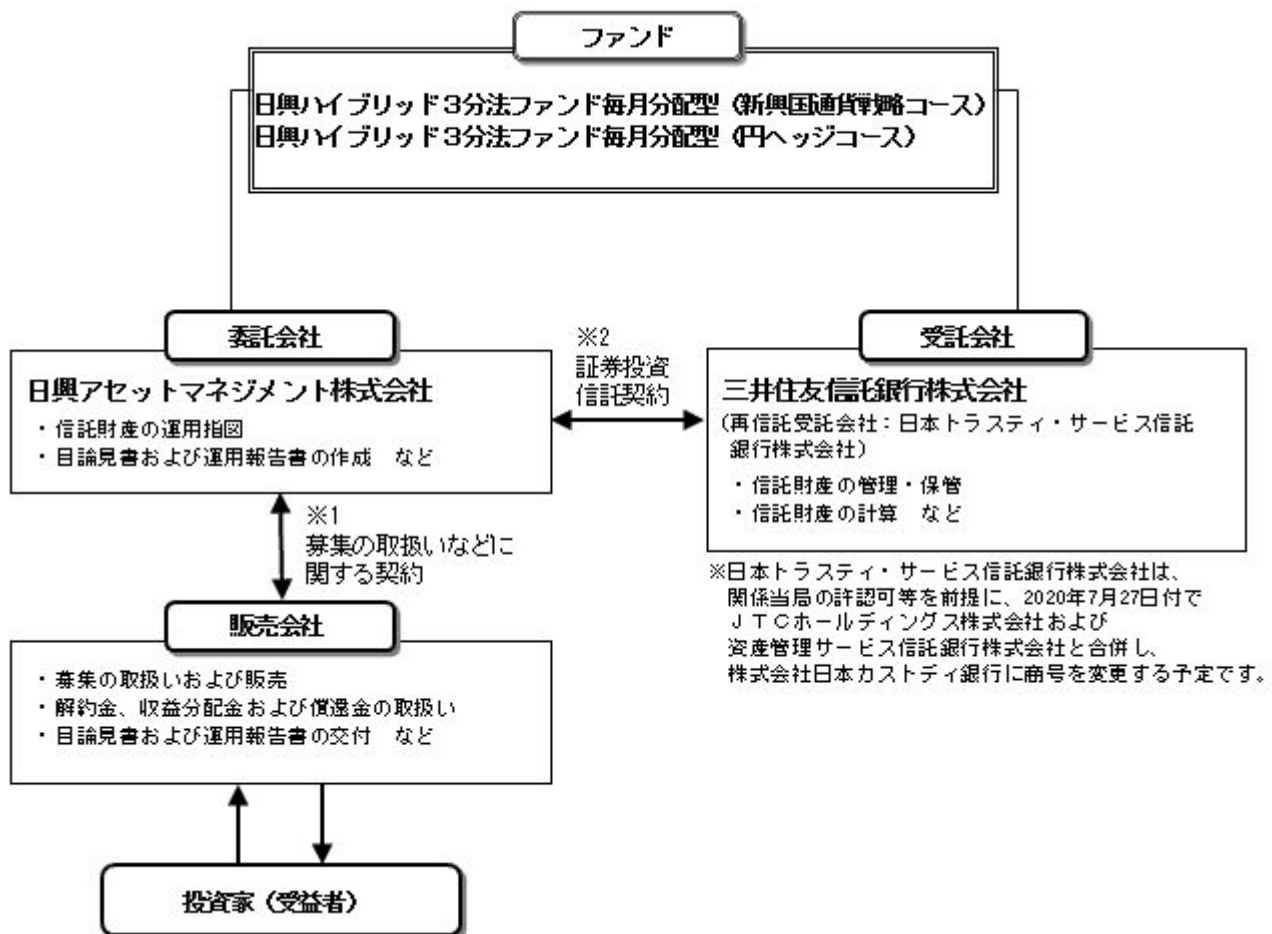
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2020年10月19日

- ・信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

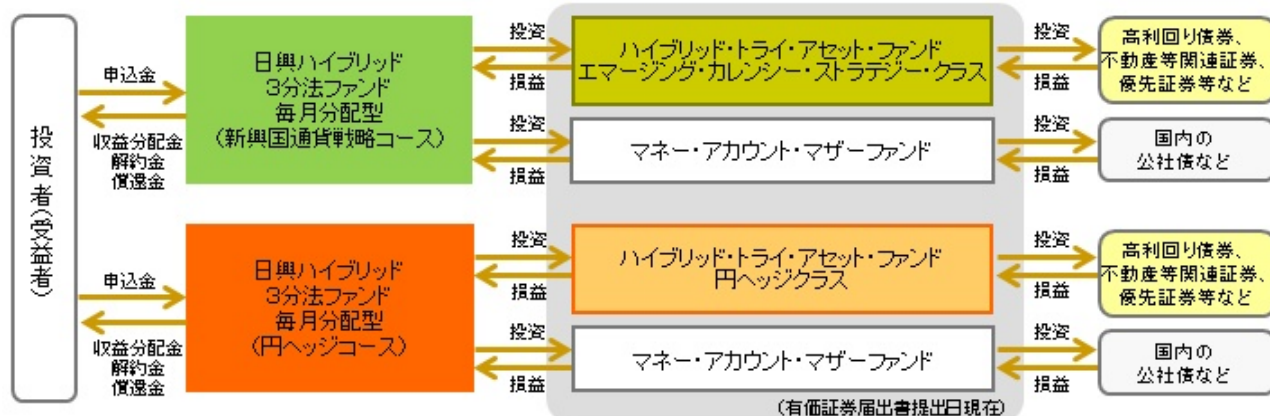


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2020年4月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

を除きます。)に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス> (ケイマン籍円建外国投資信託)

<ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス> (ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長および毎月分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	<エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス> 世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）および新興国の通貨戦略の投資成果を享受するためのトータル・リターン・スワップ取引またはフォワード取引などを投資対象とします。 <円ヘッジクラス> 世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を投資対象とします。
投資方針	<エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス> - 運用にあたっては、世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を主な投資対象とし、円ヘッジベースでの信託財産の成長および毎月、分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。 - 信託財産の純資産総額に対して、新興国通貨戦略に関するスワップ取引またはフォワード取引などの実質的な建玉の割合が 130%程度となるよう調整を行ないます。 <円ヘッジクラス> - 運用にあたっては、世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を主な投資対象とし、円ヘッジベースでの信託財産の成長および毎月、分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資制限	- 純資産総額の 50%以上を有価証券に投資します。 - 投資信託証券など（E T F と R E I T を除きます。）への投資割合は純資産総額の 5 %を超えないものとします。 - 不動産連動社債への投資割合は純資産総額の 10%を超えないものとします。 - 仕組債やカバードワラントなどの仕組証券（不動産連動社債を除きます。）への投資割合は純資産総額の 15%を超えないものとします。 - 流動性に欠ける資産への投資割合は純資産総額の 15%を超えないものとします。 - 純資産総額の 10%を超える借入れは行ないません。
収益分配	原則として、毎月第 2 営業日に分配を行ないます。なお、投資顧問会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率 0.861%（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※この他に、固定報酬として年額 5,000 米ドルがかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.3%（1 口当たり）
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント
副投資顧問会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッド スペクトラム・アセット・マネジメント・インク J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント

信託期間	2157 年 10 月 21 日まで
決算日	原則として、毎年 10 月 31 日

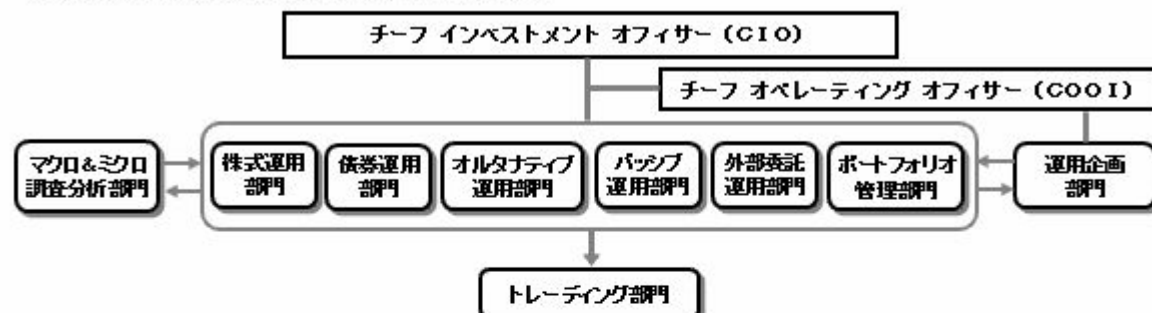
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<マネー・アカウント・マザーファンド>

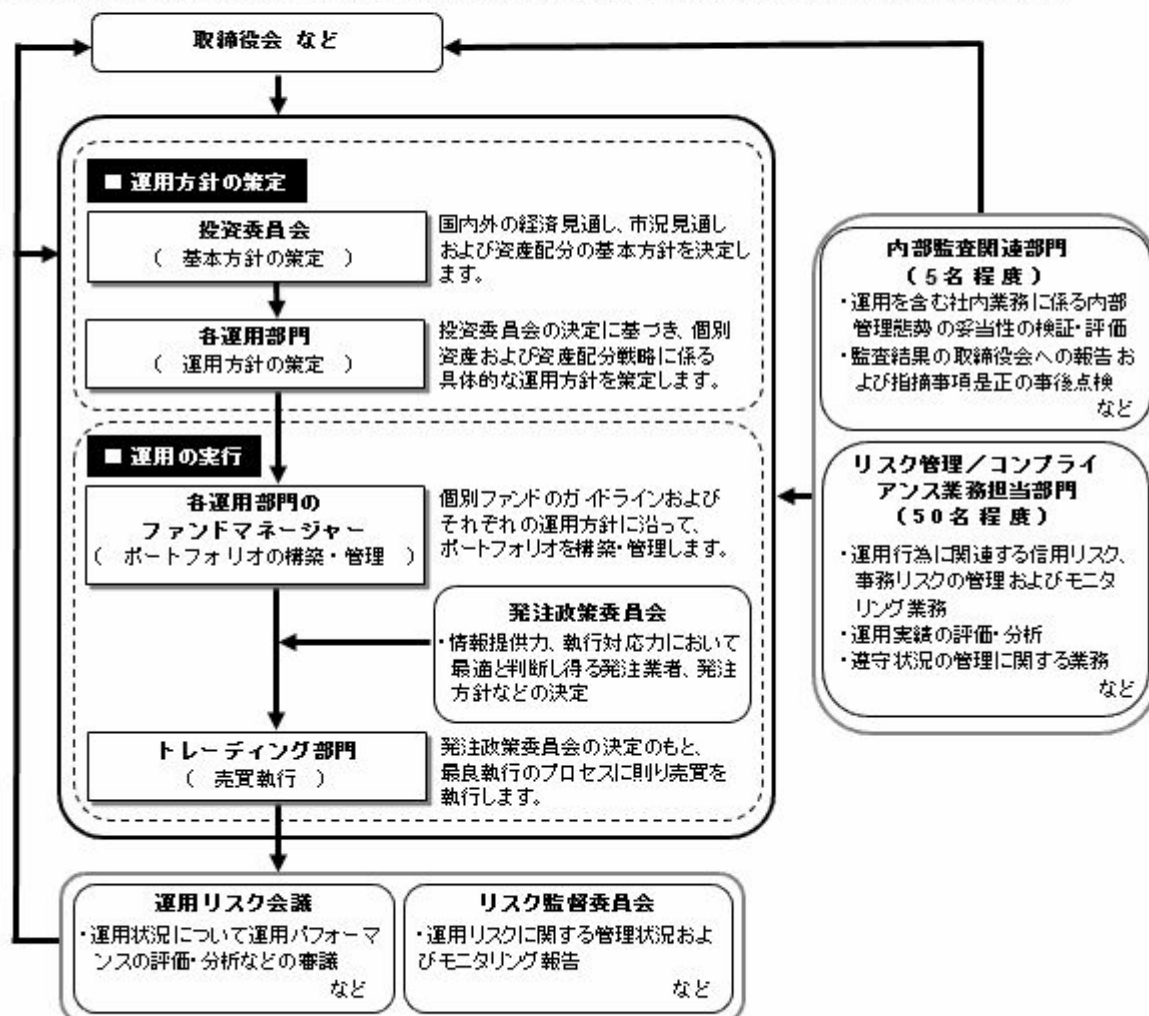
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- 主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2009 年 10 月 30 日設定）
決算日	毎年 10 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



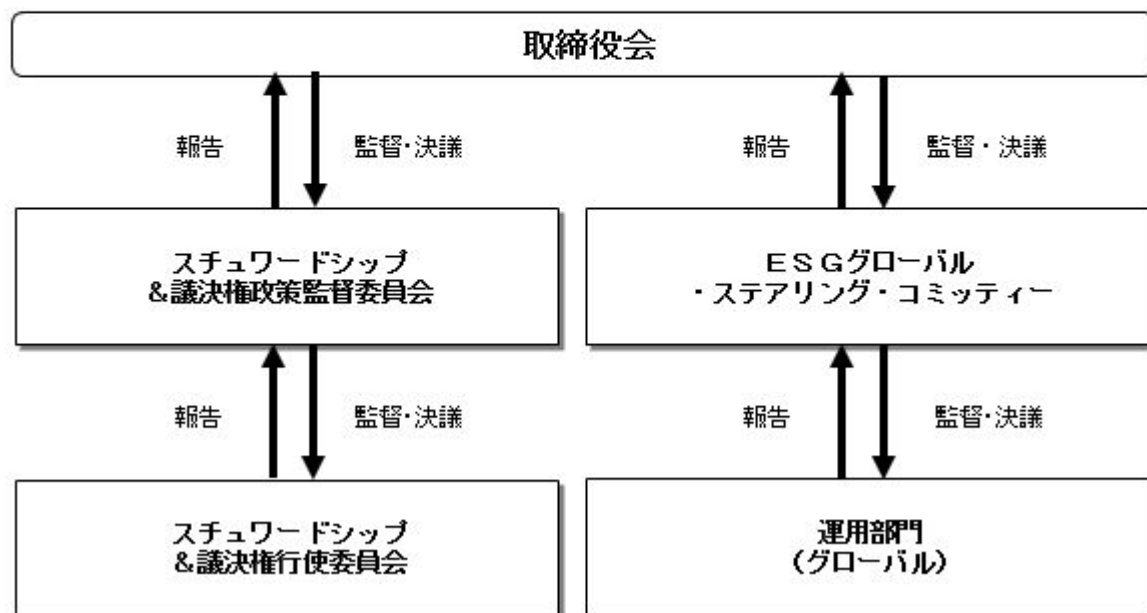
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドです

ので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券、不動産等関連証券（不動産投信、不動産連動社債、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）などをいいます。）および優先証券等（優先証券、劣後債などをいいます。）を実質的な投資対象としますので、債券、不動産等関連証券および優先証券等の価格の下落や、債券、不動産等関連証券および優先証券等の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産等の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に不動産投信および不動産連動社債は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信および不動産連動社債の発行体等の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信および不動産連動社債の分配金・利払いや価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般にMLPは、投資対象事業から得られる利益などを収益源としており、MLPの分配金や価格は、投資対象事業の成長性や収益性の情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、ファンドが実質的に投資するMLPはエネルギーインフラ事業を主な投資対象としているため、国内および海外の経済・政治情勢、エネルギーインフラ事業を取り巻く環境、エネルギー市況の悪化ならびに金利変動などの影響を受けて価格が変動します。ファンドにおいては、MLPの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に優先証券等の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化ならびに金利変動の影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、優先証券等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・不動産連動社債など流動性の低い資産については、保有資産を直ちに売却できないことも考えられます。また、このような資産の転売についても契約上制限されていることがあり、基準価額に影響を与えることもあります。
- ・一般に優先証券等およびMLPは、普通株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・不動産等関連証券が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産等関連証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に優先証券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、優先証券等の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
 - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
- ◆新興国通貨戦略コース
- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産のうち現物資産の外貨建て部分については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
 - ・取引対象とする新興国通貨の中から、相対的に金利の高い新興国通貨を買い、相対的に金利の低い新興国通貨を売る通貨キャリー取引を行なうため、新興国通貨の対円での為替変動の影響を受けます。したがって、外国為替相場が買いつけている新興国通貨に対して円高になった場合、または売り付けている新興国通貨に対して円安になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
 - ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- ◆円ヘッジコース
- 投資対象とする外国投資信託の組入資産のうち現物資産の外貨建て部分については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ⑤ カントリー・リスク
- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
 - ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
 - ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。
- ⑥ デリバティブリスク
- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。
- ⑦ レバレッジリスク
- 不動産連動社債が対象とする不動産私募ファンドにおいては、借入れの手法を用いてレバレッジ取引を行ないません。したがって、不動産の市況の影響を大きく受けます。
- ◆新興国通貨戦略コース
- 投資対象とする外国投資信託においては、取引対象とする新興国通貨の中から、相対的に金利の高い新興国通貨を実質的に純資産総額の130%程度買い建て、相対的に金利の低い新興国通貨を同金額程度売り建てる通貨キャリー取引を行ないません。したがって、新興国通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。
- ⑧ MLPへの投資に伴うリスク
- MLPに適用される法律や税制が変更されたり、新たな法律や税制が適用された場合、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。
- ⑨ 優先証券への投資に伴うリスク
- 優先証券および劣後債には次のような固有のリスクがあります。
- ・一般に法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体の破綻時における残余財産の分配に関する権利は、普通社債の保有者に劣後します。このため、他の優先する債権が全額支払われない場合、元利金の支払いを受けられないリスクがあります。
 - ・一般に繰上償還条項が付与されています。予定された繰上償還日に償還されないことが見込まれる場合などには、価格が大きく下落するリスクがあります。
 - ・利息や配当の支払繰延条項を有する証券においては、発行体の財務状況や収益の悪化などにより利息や配当の支払いが繰り延べられたり、停止されるリスクがあります。

- ・将来、優先証券および劣後債に係る税制の変更やその他当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更などがあった場合には、税制上、財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下するなどの事由により当該証券市場が著しく縮小したり、投資成果に悪影響を及ぼしたりする可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

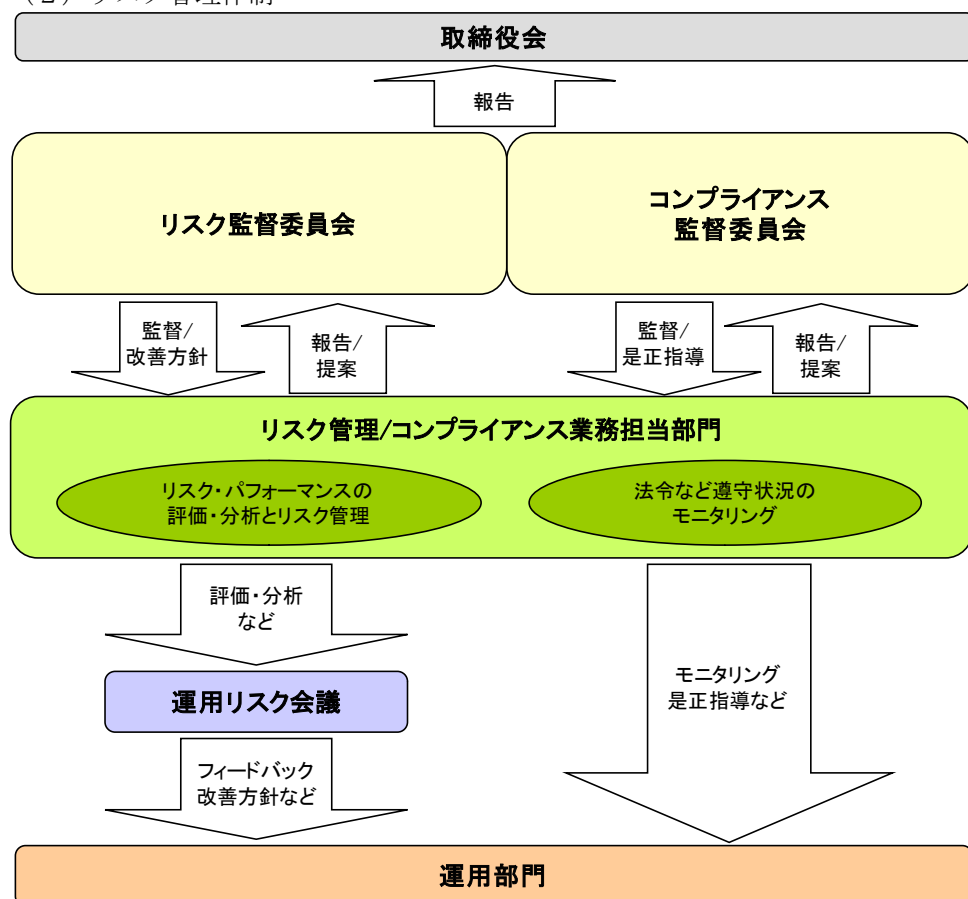
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

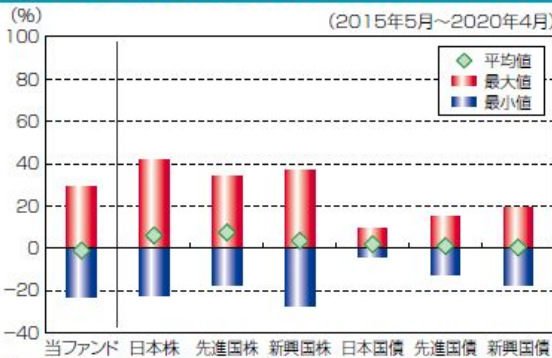
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

新興国通貨戦略コース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	-1.1%	6.1%	7.5%	3.5%	1.9%	1.1%	0.4%
最大値	29.0%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	15.3%	19.3%
最小値	-22.9%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

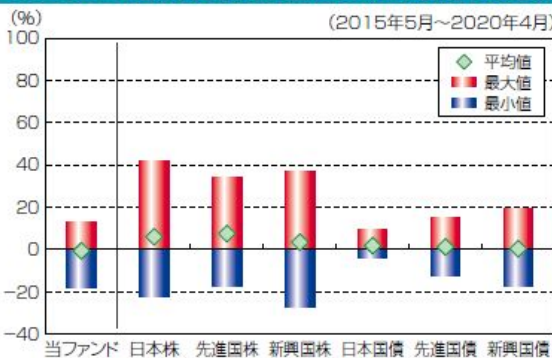
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円ヘッジコース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	-0.7%	6.1%	7.5%	3.5%	1.9%	1.1%	0.4%
最大値	12.9%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	15.3%	19.3%
最小値	-18.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)
 先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)
 新興国株 …… MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込、円ベース)
 ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NOMURA-BPI国債
 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債 …… JPEM Global Emerging Markets Bond Index(円ヘッジなし、円ベース)

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.188%（税抜1.08%）
投資対象とする投資信託証券	0.861%程度*
実質的負担	2.049%（税抜1.941%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.188%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率（年率）0.861%程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は2.049%（税抜1.941%）程度となります。

※この他に、投資対象とする「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス」および「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス」においては、固定報酬がかかります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.08%	0.26%	0.79%	0.03%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス」

「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用

- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・アカウント・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

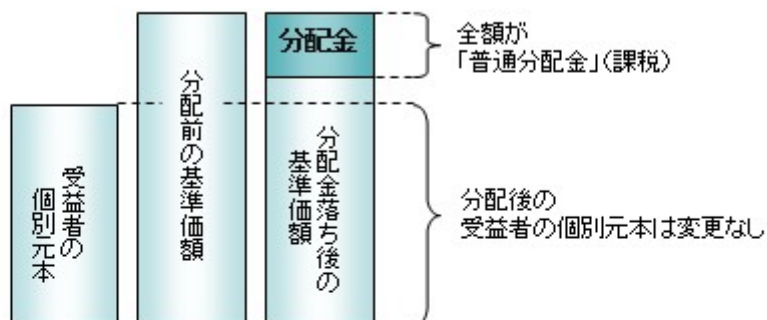
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

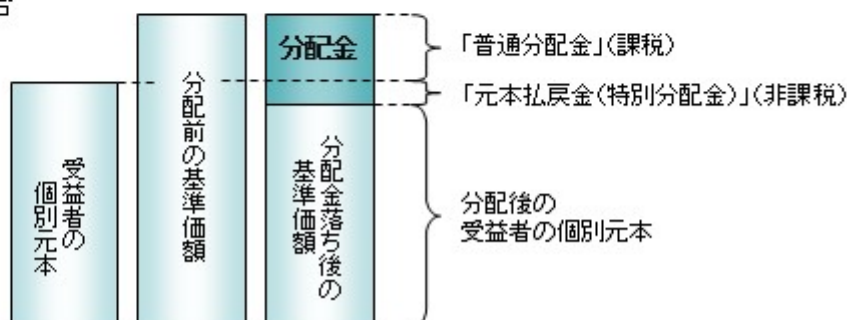
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年7月17日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）】

以下の運用状況は2020年4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	2,229,975,658	98.36
親投資信託受益証券	日本	2,288,145	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	34,960,378	1.54
合計（純資産総額）		2,267,224,181	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス	78,520,269,678	0.02	2,198,567,550	0.02	2,229,975,658	98.36
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	2,282,212	1.0026	2,288,146	1.0026	2,288,145	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.36
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2011 年 4 月 18 日)	159,418	162,187	0.9788	0.9958
第2 特定期間末 (2011 年 10 月 17 日)	165,232	169,221	0.7042	0.7212
第3 特定期間末 (2012 年 4 月 17 日)	111,164	113,443	0.6828	0.6968
第4 特定期間末 (2012 年 10 月 17 日)	60,555	61,737	0.6148	0.6268
第5 特定期間末 (2013 年 4 月 17 日)	42,333	43,202	0.5846	0.5966
第6 特定期間末 (2013 年 10 月 17 日)	28,789	29,517	0.4748	0.4868
第7 特定期間末 (2014 年 4 月 17 日)	22,119	22,595	0.4183	0.4273
第8 特定期間末 (2014 年 10 月 17 日)	17,458	17,894	0.3606	0.3696
第9 特定期間末 (2015 年 4 月 17 日)	13,844	14,094	0.3325	0.3385
第10 特定期間末 (2015 年 10 月 19 日)	9,090	9,236	0.2489	0.2529
第11 特定期間末 (2016 年 4 月 18 日)	7,417	7,479	0.2372	0.2392
第12 特定期間末 (2016 年 10 月 17 日)	6,877	6,931	0.2520	0.2540
第13 特定期間末 (2017 年 4 月 17 日)	6,221	6,270	0.2544	0.2564
第14 特定期間末 (2017 年 10 月 17 日)	5,011	5,055	0.2276	0.2296
第15 特定期間末 (2018 年 4 月 17 日)	3,945	3,985	0.1981	0.2001
第16 特定期間末 (2018 年 10 月 17 日)	3,317	3,335	0.1852	0.1862
第17 特定期間末 (2019 年 4 月 17 日)	3,282	3,298	0.1946	0.1956
第18 特定期間末 (2019 年 10 月 17 日)	3,090	3,105	0.1964	0.1974
第19 特定期間末 (2020 年 4 月 17 日)	2,240	2,255	0.1505	0.1515
2019 年 4 月末日	3,298	—	0.1957	—
5 月末日	3,288	—	0.1971	—
6 月末日	3,246	—	0.1971	—
7 月末日	3,305	—	0.2035	—
8 月末日	3,123	—	0.1942	—
9 月末日	3,175	—	0.2006	—
10 月末日	3,120	—	0.1992	—
11 月末日	3,089	—	0.1995	—
12 月末日	3,068	—	0.2004	—
2020 年 1 月末日	3,053	—	0.2016	—
2 月末日	2,874	—	0.1918	—
3 月末日	2,115	—	0.1421	—
4 月末日	2,267	—	0.1525	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2010年10月29日～2011年4月18日	0.0680
第2特定期間	2011年4月19日～2011年10月17日	0.1020
第3特定期間	2011年10月18日～2012年4月17日	0.0840
第4特定期間	2012年4月18日～2012年10月17日	0.0780
第5特定期間	2012年10月18日～2013年4月17日	0.0720
第6特定期間	2013年4月18日～2013年10月17日	0.0720
第7特定期間	2013年10月18日～2014年4月17日	0.0570
第8特定期間	2014年4月18日～2014年10月17日	0.0540
第9特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	0.0390
第10特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	0.0260
第11特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0140
第12特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	0.0120
第13特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	0.0120
第14特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.0120
第15特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	0.0120
第16特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	0.0060
第17特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	0.0060
第18特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	0.0060
第19特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2010年10月29日～2011年4月18日	4.68
第2特定期間	2011年4月19日～2011年10月17日	△17.63
第3特定期間	2011年10月18日～2012年4月17日	8.89
第4特定期間	2012年4月18日～2012年10月17日	1.46
第5特定期間	2012年10月18日～2013年4月17日	6.80
第6特定期間	2013年4月18日～2013年10月17日	△6.47
第7特定期間	2013年10月18日～2014年4月17日	0.11
第8特定期間	2014年4月18日～2014年10月17日	△0.88
第9特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	3.02
第10特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	△17.32
第11特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.92
第12特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	11.30
第13特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	5.71
第14特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	△5.82

第 15 特定期間	2017 年 10 月 18 日～2018 年 4 月 17 日	△7. 69
第 16 特定期間	2018 年 4 月 18 日～2018 年 10 月 17 日	△3. 48
第 17 特定期間	2018 年 10 月 18 日～2019 年 4 月 17 日	8. 32
第 18 特定期間	2019 年 4 月 18 日～2019 年 10 月 17 日	4. 01
第 19 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	△20. 32

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 特定期間	2010 年 10 月 29 日～2011 年 4 月 18 日	163, 314, 166, 991	437, 118, 708
第 2 特定期間	2011 年 4 月 19 日～2011 年 10 月 17 日	102, 418, 939, 065	30, 669, 045, 749
第 3 特定期間	2011 年 10 月 18 日～2012 年 4 月 17 日	5, 653, 685, 215	77, 478, 607, 516
第 4 特定期間	2012 年 4 月 18 日～2012 年 10 月 17 日	2, 535, 947, 134	66, 844, 163, 538
第 5 特定期間	2012 年 10 月 18 日～2013 年 4 月 17 日	1, 952, 652, 815	28, 035, 838, 898
第 6 特定期間	2013 年 4 月 18 日～2013 年 10 月 17 日	1, 882, 302, 330	13, 662, 618, 104
第 7 特定期間	2013 年 10 月 18 日～2014 年 4 月 17 日	1, 561, 995, 141	9, 310, 859, 256
第 8 特定期間	2014 年 4 月 18 日～2014 年 10 月 17 日	1, 457, 995, 942	5, 927, 398, 880
第 9 特定期間	2014 年 10 月 18 日～2015 年 4 月 17 日	1, 395, 044, 946	8, 162, 564, 003
第 10 特定期間	2015 年 4 月 18 日～2015 年 10 月 19 日	626, 449, 052	5, 742, 766, 871
第 11 特定期間	2015 年 10 月 20 日～2016 年 4 月 18 日	445, 538, 375	5, 706, 232, 682
第 12 特定期間	2016 年 4 月 19 日～2016 年 10 月 17 日	265, 765, 606	4, 239, 294, 341
第 13 特定期間	2016 年 10 月 18 日～2017 年 4 月 17 日	245, 035, 560	3, 085, 273, 175
第 14 特定期間	2017 年 4 月 18 日～2017 年 10 月 17 日	246, 778, 054	2, 682, 618, 068
第 15 特定期間	2017 年 10 月 18 日～2018 年 4 月 17 日	261, 070, 132	2, 363, 363, 946
第 16 特定期間	2018 年 4 月 18 日～2018 年 10 月 17 日	165, 253, 085	2, 165, 050, 178
第 17 特定期間	2018 年 10 月 18 日～2019 年 4 月 17 日	133, 970, 303	1, 186, 998, 656
第 18 特定期間	2019 年 4 月 18 日～2019 年 10 月 17 日	125, 598, 364	1, 256, 165, 847
第 19 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	121, 536, 316	964, 210, 427

(注)第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

以下の運用状況は2020年4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	341,878,678	96.92
親投資信託受益証券	日本	423,661	0.12
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	10,429,720	2.96
合計（純資産総額）		352,732,059	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス	1,407,487,355	0.23	337,093,221	0.24	341,878,678	96.92
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	422,563	1.0026	423,661	1.0026	423,661	0.12

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.92
親投資信託受益証券	0.12
合 計	97.04

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2011 年 4 月 18 日)	11,516	11,619	1.0117	1.0207
第2 特定期間末 (2011 年 10 月 17 日)	11,980	12,105	0.8595	0.8685
第3 特定期間末 (2012 年 4 月 17 日)	8,581	8,668	0.8901	0.8991
第4 特定期間末 (2012 年 10 月 17 日)	5,571	5,627	0.8874	0.8964
第5 特定期間末 (2013 年 4 月 17 日)	4,940	4,989	0.8927	0.9017
第6 特定期間末 (2013 年 10 月 17 日)	3,424	3,461	0.8416	0.8506
第7 特定期間末 (2014 年 4 月 17 日)	3,493	3,531	0.8301	0.8391
第8 特定期間末 (2014 年 10 月 17 日)	4,161	4,198	0.7884	0.7954
第9 特定期間末 (2015 年 4 月 17 日)	3,542	3,574	0.7669	0.7739
第10 特定期間末 (2015 年 10 月 19 日)	2,657	2,684	0.6826	0.6896
第11 特定期間末 (2016 年 4 月 18 日)	1,853	1,874	0.6246	0.6316
第12 特定期間末 (2016 年 10 月 17 日)	1,431	1,447	0.6163	0.6233
第13 特定期間末 (2017 年 4 月 17 日)	1,170	1,184	0.5850	0.5920
第14 特定期間末 (2017 年 10 月 17 日)	944	957	0.5431	0.5501
第15 特定期間末 (2018 年 4 月 17 日)	682	692	0.4839	0.4909
第16 特定期間末 (2018 年 10 月 17 日)	620	627	0.4518	0.4568
第17 特定期間末 (2019 年 4 月 17 日)	530	536	0.4308	0.4358
第18 特定期間末 (2019 年 10 月 17 日)	452	458	0.4039	0.4089
第19 特定期間末 (2020 年 4 月 17 日)	346	352	0.3163	0.3213
2019 年 4 月末日	531	—	0.4308	—
5 月末日	522	—	0.4221	—
6 月末日	518	—	0.4224	—
7 月末日	516	—	0.4198	—
8 月末日	504	—	0.4137	—
9 月末日	462	—	0.4103	—
10 月末日	448	—	0.4041	—
11 月末日	432	—	0.3956	—
12 月末日	431	—	0.3947	—
2020 年 1 月末日	427	—	0.3897	—
2 月末日	410	—	0.3754	—
3 月末日	335	—	0.3055	—
4 月末日	352	—	0.3205	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1特定期間	2010年10月29日～2011年4月18日	0.0360
第2特定期間	2011年4月19日～2011年10月17日	0.0540
第3特定期間	2011年10月18日～2012年4月17日	0.0540
第4特定期間	2012年4月18日～2012年10月17日	0.0540
第5特定期間	2012年10月18日～2013年4月17日	0.0540
第6特定期間	2013年4月18日～2013年10月17日	0.0540
第7特定期間	2013年10月18日～2014年4月17日	0.0540
第8特定期間	2014年4月18日～2014年10月17日	0.0480
第9特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	0.0420
第10特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	0.0420
第11特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0420
第12特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	0.0420
第13特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	0.0420
第14特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.0420
第15特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	0.0420
第16特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	0.0300
第17特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	0.0300
第18特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	0.0300
第19特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1特定期間	2010年10月29日～2011年4月18日	4.77
第2特定期間	2011年4月19日～2011年10月17日	△9.71
第3特定期間	2011年10月18日～2012年4月17日	9.84
第4特定期間	2012年4月18日～2012年10月17日	5.76
第5特定期間	2012年10月18日～2013年4月17日	6.68
第6特定期間	2013年4月18日～2013年10月17日	0.32
第7特定期間	2013年10月18日～2014年4月17日	5.05
第8特定期間	2014年4月18日～2014年10月17日	0.76
第9特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	2.60
第10特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	△5.52
第11特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	△2.34
第12特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	5.40
第13特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	1.74
第14特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.02

第 15 特定期間	2017 年 10 月 18 日～2018 年 4 月 17 日	△3. 17
第 16 特定期間	2018 年 4 月 18 日～2018 年 10 月 17 日	△0. 43
第 17 特定期間	2018 年 10 月 18 日～2019 年 4 月 17 日	1. 99
第 18 特定期間	2019 年 4 月 18 日～2019 年 10 月 17 日	0. 72
第 19 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	△14. 26

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 特定期間	2010 年 10 月 29 日～2011 年 4 月 18 日	11, 551, 843, 367	168, 292, 824
第 2 特定期間	2011 年 4 月 19 日～2011 年 10 月 17 日	5, 149, 056, 938	2, 593, 405, 455
第 3 特定期間	2011 年 10 月 18 日～2012 年 4 月 17 日	972, 257, 329	5, 270, 833, 885
第 4 特定期間	2012 年 4 月 18 日～2012 年 10 月 17 日	379, 155, 811	3, 741, 468, 132
第 5 特定期間	2012 年 10 月 18 日～2013 年 4 月 17 日	969, 325, 497	1, 713, 634, 059
第 6 特定期間	2013 年 4 月 18 日～2013 年 10 月 17 日	297, 708, 482	1, 762, 105, 718
第 7 特定期間	2013 年 10 月 18 日～2014 年 4 月 17 日	699, 206, 279	559, 651, 961
第 8 特定期間	2014 年 4 月 18 日～2014 年 10 月 17 日	1, 499, 991, 442	431, 425, 608
第 9 特定期間	2014 年 10 月 18 日～2015 年 4 月 17 日	324, 703, 496	983, 562, 858
第 10 特定期間	2015 年 4 月 18 日～2015 年 10 月 19 日	123, 061, 181	848, 624, 629
第 11 特定期間	2015 年 10 月 20 日～2016 年 4 月 18 日	40, 626, 067	965, 887, 887
第 12 特定期間	2016 年 4 月 19 日～2016 年 10 月 17 日	56, 908, 635	702, 821, 463
第 13 特定期間	2016 年 10 月 18 日～2017 年 4 月 17 日	39, 465, 121	360, 177, 995
第 14 特定期間	2017 年 4 月 18 日～2017 年 10 月 17 日	33, 677, 255	295, 026, 403
第 15 特定期間	2017 年 10 月 18 日～2018 年 4 月 17 日	37, 488, 171	367, 740, 602
第 16 特定期間	2018 年 4 月 18 日～2018 年 10 月 17 日	91, 609, 983	126, 981, 290
第 17 特定期間	2018 年 10 月 18 日～2019 年 4 月 17 日	31, 752, 816	175, 331, 365
第 18 特定期間	2019 年 4 月 18 日～2019 年 10 月 17 日	25, 049, 463	135, 161, 983
第 19 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	25, 388, 314	49, 296, 619

(注)第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

2020年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

新興国通貨戦略コース

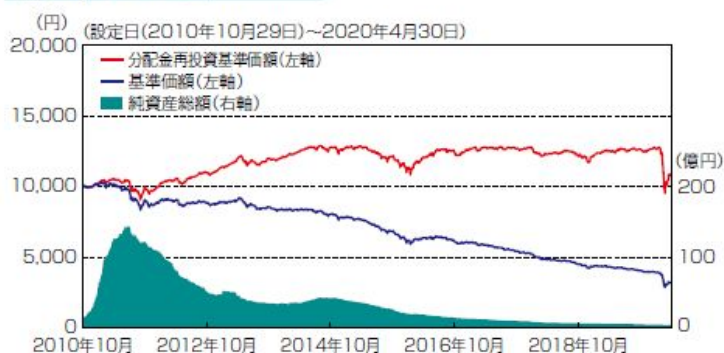


基準価額……………1,525円

純資産総額……………22.67億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

円ヘッジコース



基準価額……………3,205円

純資産総額……………3.52億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

新興国通貨戦略コース

2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	直近1年間累計	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	7,380円

円ヘッジコース

2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	8,220円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

新興国通貨戦略コース

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス	98.4%
マネー・アカウンタマザーファンド	0.1%
現金その他	1.5%

※上記は当ファンドの純資産総額比率です。

円ヘッジコース

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス	96.9%
マネー・アカウンタマザーファンド	0.1%
現金その他	3.0%

※上記は当ファンドの純資産総額比率です。

<現物資産の内容>

新興国通貨戦略コース

円ヘッジコース

投資対象	比率※1		銘柄名称	国 名	業種名	利回り	比率※2
高利回り 債券	53.5%		HCA INC. 5.6250% 09/01/2028	アメリカ	ヘルスケア	4.08%	2.3%
			CENTENE CORPORATION 4.7500% 01/15/2025	アメリカ	ヘルスケア	4.19%	1.7%
			ALTICE FRANCE 7.3750% 05/01/2026	フランス	情報通信	6.45%	1.6%
			DISH DBS CORPORATION 5.0000% 03/15/2023	アメリカ	メディア	6.84%	1.4%
			FORD MOTOR CREDIT COMPANY LLC 4.2710% 01/09/2027	アメリカ	自動車	7.12%	1.3%
不動産等 関連証券	REIT	14.8%	LEXINGTON REALTY	アメリカ	REIT	4.01%	4.6%
			CORESITE REALTY	アメリカ	REIT	4.07%	4.2%
			HEALTHPEAK	アメリカ	REIT	5.41%	3.5%
	不動産連動社債	0.0%	—	—	—	—	—
	上場MLP	10.9%	ENERGY TRANSFER	アメリカ	MLP	15.28%	6.3%
			MPLX	アメリカ	MLP	14.63%	5.8%
ENTERPRISE PRODUCTS			アメリカ	MLP	9.84%	5.4%	
優先証券 等	20.3%		MetLife	アメリカ	保険	5.69%	7.7%
			Ace Capital	スイス	保険	4.66%	7.1%
			Demeter (Swiss Re)	スイス	保険	4.51%	6.7%
			Credit Suisse Group	スイス	銀行	4.68%	6.5%
			HSBC Capital Funding	イギリス	銀行	4.96%	6.3%

※1 当外国投資信託の数値です。 ※2 各投資対象資産内での比率です。

※利回りは、将来得られる期待利回りを示すものではありません。

※上記は当ファンドの主要投資対象である、ハイブリッド・トライ・アセット・ファンドの内容です。

※上記は当外国投資信託の運用会社であるシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントより提供された情報です。

新興国通貨戦略コース

<新興国通貨戦略>

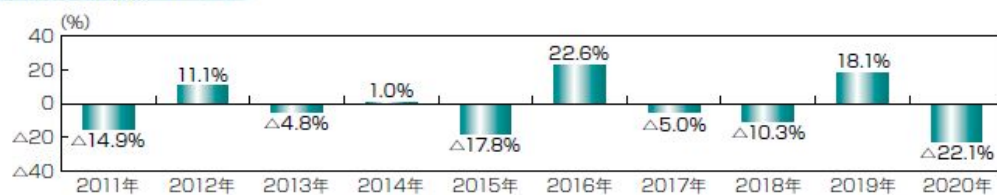
買い建て通貨	比率	売り建て通貨	比率
インドネシアルピア	16.3%	チリペソ	16.3%
インドルピー	16.3%	チェココルナ	16.3%
メキシコペソ	16.3%	ハンガリーフォリント	16.3%
フィリピンペソ	16.3%	イスラエルシェケル	16.3%
ルーマニアレイ	16.3%	韓国ウォン	16.3%
ロシアルーブル	16.3%	ポーランドズロチ	16.3%
トルコリラ	16.3%	シンガポールドル	16.3%
南アフリカランド	16.3%	台湾ドル	16.3%

※上記は当ファンドの主要投資対象である、ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラスの内容です。

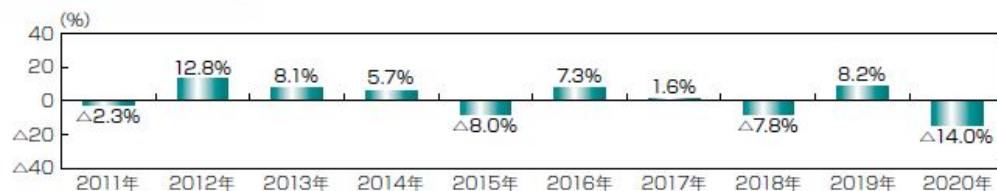
※上記は当外国投資信託の運用会社であるシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントより提供された情報です。

年間収益率の推移

新興国通貨戦略コース



円ヘッジコース



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※「ヘッジなしコース」および「通貨プレミアムコース」の2014年は、設定時から2014年末までの騰落率です。

※2020年は、2020年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合

2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 解約請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合
2. 解約請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

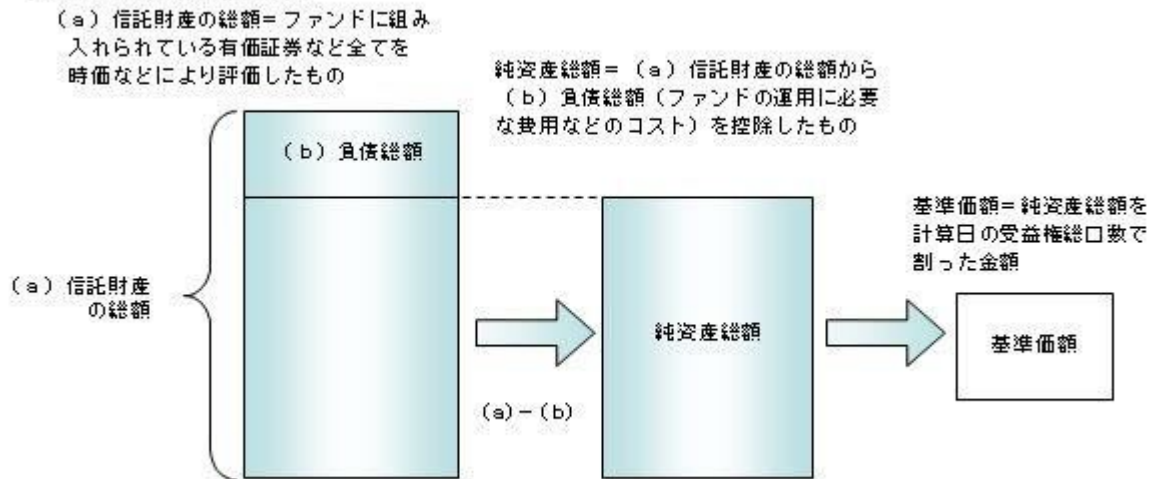
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2020年10月19日までとします（2010年10月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決

議」をご覧ください。)

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

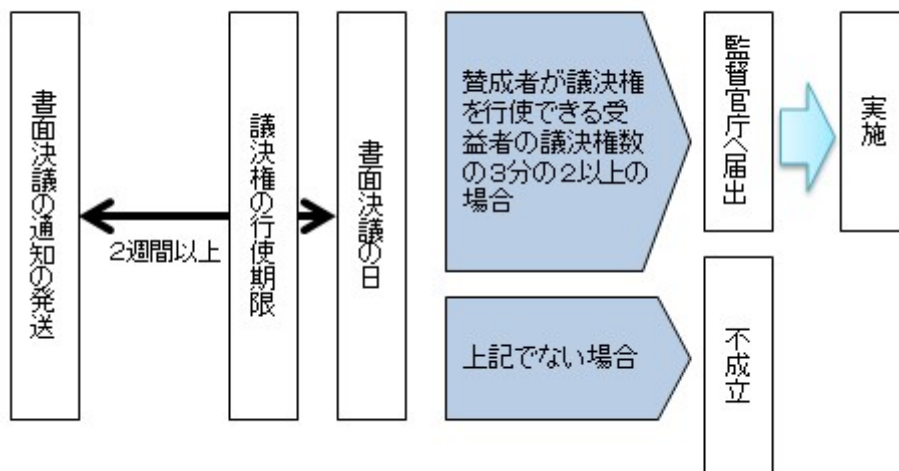
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）>

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2019年10月18日から2020年4月17日までの特定期間の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）の2019年10月18日から2020年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）の2020年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,129,405	46,152,250
投資信託受益証券	3,043,810,979	2,198,567,550
親投資信託受益証券	3,095,921	3,042,261
未収入金	9,518,033	10,205,824
流動資産合計	3,126,554,338	2,257,967,885
資産合計	3,126,554,338	2,257,967,885
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,732,209	14,889,535
未払解約金	16,469,878	17,248
未払受託者報酬	84,914	60,417
未払委託者報酬	2,972,341	2,114,937
未払利息	82	44
その他未払費用	1,156,572	538,919
流動負債合計	36,415,996	17,621,100
負債合計	36,415,996	17,621,100
純資産の部		
元本等		
元本	15,732,209,694	14,889,535,583
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,642,071,352	△12,649,188,798
（分配準備積立金）	4,714,675,890	5,425,167,743
元本等合計	3,090,138,342	2,240,346,785
純資産合計	3,090,138,342	2,240,346,785
負債純資産合計	3,126,554,338	2,257,967,885

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
営業収益		
受取配当金	905,234,749	1,129,917,462
受取利息	19	19
有価証券売買等損益	△757,188,293	△1,707,873,275
営業収益合計	148,046,475	△577,955,794
営業費用		
支払利息	12,570	5,800
受託者報酬	525,985	476,700
委託者報酬	18,411,601	16,686,443
その他費用	623,372	594,481
営業費用合計	19,573,528	17,763,424
営業利益又は営業損失 (△)	128,472,947	△595,719,218
経常利益又は経常損失 (△)	128,472,947	△595,719,218
当期純利益又は当期純損失 (△)	128,472,947	△595,719,218
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	635,801	△958,334
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△13,580,759,325	△12,642,071,352
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,008,981,254	776,972,885
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,008,981,254	776,972,885
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	100,815,265	98,417,295
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	100,815,265	98,417,295
分配金	97,315,162	90,912,152
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△12,642,071,352	△12,649,188,798

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
1.	期首元本額	16,862,777,177 円	15,732,209,694 円
	期中追加設定元本額	125,598,364 円	121,536,316 円
	期中一部解約元本額	1,256,165,847 円	964,210,427 円
2.	受益権の総数	15,732,209,694 口	14,889,535,583 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	12,642,071,352 円	12,649,188,798 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年4月18日 至 2019年10月17日		当期 自 2019年10月18日 至 2020年4月17日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2019年4月18日 至 2019年5月17日		自 2019年10月18日 至 2019年11月18日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 136,526,372 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 164,015,289 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 552,638,704 円	C	信託約款に定める収益調整金 545,801,110 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 4,241,686,180 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 4,653,001,676 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 4,930,851,256 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 5,362,818,075 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 2,942 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 3,449 円
G	分配金額 16,755,677 円	G	分配金額 15,546,183 円
H	分配金額(1万口当たり) 10 円	H	分配金額(1万口当たり) 10 円
自 2019年5月18日 至 2019年6月17日		自 2019年11月19日 至 2019年12月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 139,256,799 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 170,710,724 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 548,849,262 円	C	信託約款に定める収益調整金 544,710,444 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 4,283,034,256 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 4,733,187,609 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 4,971,140,317 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 5,448,608,777 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 3,017 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 3,550 円
G	分配金額 16,474,839 円	G	分配金額 15,344,169 円
H	分配金額(1万口当たり) 10 円	H	分配金額(1万口当たり) 10 円
自 2019年6月18日 至 2019年7月17日		自 2019年12月18日 至 2020年1月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 144,114,378 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 177,728,546 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 550,259,357 円	C	信託約款に定める収益調整金 544,920,312 円

D 信託約款に定める分配準備積立金	4,367,125,086 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	4,830,550,948 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,061,498,821 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,553,199,806 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,095 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,658 円
G 分配金額	16,350,592 円	G 分配金額	15,180,656 円
H 分配金額(1 万口当たり)	10 円	H 分配金額(1 万口当たり)	10 円
自 2019 年 7 月 18 日 至 2019 年 8 月 19 日		自 2020 年 1 月 18 日 至 2020 年 2 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	147,949,454 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	185,688,834 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	548,531,469 円	C 信託約款に定める収益調整金	544,127,105 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	4,431,424,772 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	4,923,965,589 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,127,905,695 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,653,781,528 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,177 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,772 円
G 分配金額	16,138,904 円	G 分配金額	14,988,632 円
H 分配金額(1 万口当たり)	10 円	H 分配金額(1 万口当たり)	10 円
自 2019 年 8 月 20 日 至 2019 年 9 月 17 日		自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 3 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	152,364,189 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	197,594,735 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	544,914,313 円	C 信託約款に定める収益調整金	549,529,337 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	4,479,597,591 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	5,079,639,307 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,176,876,093 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,826,763,379 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,263 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,894 円
G 分配金額	15,862,941 円	G 分配金額	14,962,977 円
H 分配金額(1 万口当たり)	10 円	H 分配金額(1 万口当たり)	10 円
自 2019 年 9 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日		自 2020 年 3 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	158,073,190 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	212,276,592 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	546,230,052 円	C 信託約款に定める収益調整金	555,537,076 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	4,572,334,909 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	5,227,780,686 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,276,638,151 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	5,995,594,354 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	3,354 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	4,026 円
G 分配金額	15,732,209 円	G 分配金額	14,889,535 円
H 分配金額(1 万口当たり)	10 円	H 分配金額(1 万口当たり)	10 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	同左

	デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2019年10月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△203,597,134
親投資信託受益証券	308
合計	△203,596,826

当期 (2020年4月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△229,514,749
親投資信託受益証券	△303
合計	△229,515,052

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2019年10月17日現在		当期 2020年4月17日現在	
1口当たり純資産額	0.1964円	1口当たり純資産額	0.1505円
(1万口当たり純資産額)	(1,964円)	(1万口当たり純資産額)	(1,505円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス	78,520,269,678	2,198,567,550	
投資信託受益証券 合計		78,520,269,678	2,198,567,550	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	3,034,372	3,042,261	
親投資信託受益証券 合計		3,034,372	3,042,261	
合計		78,523,304,050	2,201,609,811	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2019年10月18日から2020年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2020年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,446,646	15,382,743
投資信託受益証券	440,344,750	337,093,221
親投資信託受益証券	455,378	423,661
流動資産合計	461,246,774	352,899,625
資産合計	461,246,774	352,899,625
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,603,766	5,484,224
未払解約金	2,021,859	-
未払受託者報酬	12,579	9,344
未払委託者報酬	440,656	327,419
未払利息	24	14
その他未払費用	515,520	199,285
流動負債合計	8,594,404	6,020,286
負債合計	8,594,404	6,020,286
純資産の部		
元本等		
元本	1,120,753,216	1,096,844,911
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△668,100,846	△749,965,572
（分配準備積立金）	87,525,338	111,883,431
元本等合計	452,652,370	346,879,339
純資産合計	452,652,370	346,879,339
負債純資産合計	461,246,774	352,899,625

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
営業収益		
受取配当金	66,181,920	63,959,988
受取利息	5	6
有価証券売買等損益	△59,099,857	△124,277,933
営業収益合計	7,082,068	△60,317,939
営業費用		
支払利息	3,940	1,675
受託者報酬	82,939	68,330
委託者報酬	2,904,829	2,393,533
その他費用	256,117	207,138
営業費用合計	3,247,825	2,670,676
営業利益又は営業損失 (△)	3,834,243	△62,988,615
経常利益又は経常損失 (△)	3,834,243	△62,988,615
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,834,243	△62,988,615
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△29,777	△54,004
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△700,598,685	△668,100,846
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,430,413	29,773,271
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,430,413	29,773,271
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,544,444	15,844,278
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,544,444	15,844,278
分配金	36,252,150	32,859,108
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△668,100,846	△749,965,572

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
1.	期首元本額	1,230,865,736円	1,120,753,216円
	期中追加設定元本額	25,049,463円	25,388,314円
	期中一部解約元本額	135,161,983円	49,296,619円
2.	受益権の総数	1,120,753,216口	1,096,844,911口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	668,100,846円	749,965,572円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年4月18日 至 2019年10月17日		当期 自 2019年10月18日 至 2020年4月17日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2019年4月18日 至 2019年5月17日		自 2019年10月18日 至 2019年11月18日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,421,024円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 9,919,443円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 41,755,254円	C	信託約款に定める収益調整金 38,998,479円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 70,547,058円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 86,024,631円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 122,723,336円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 134,942,553円
F	分配対象収益(1万口当たり) 994円	F	分配対象収益(1万口当たり) 1,221円
G	分配金額 6,167,453円	G	分配金額 5,524,764円
H	分配金額(1万口当たり) 50円	H	分配金額(1万口当たり) 50円
自 2019年5月18日 至 2019年6月17日		自 2019年11月19日 至 2019年12月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,513,394円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 9,985,274円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 42,036,724円	C	信託約款に定める収益調整金 38,829,031円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 74,685,919円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 88,990,857円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 127,236,037円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 137,805,162円
F	分配対象収益(1万口当たり) 1,030円	F	分配対象収益(1万口当たり) 1,262円
G	分配金額 6,176,169円	G	分配金額 5,455,725円
H	分配金額(1万口当たり) 50円	H	分配金額(1万口当たり) 50円
自 2019年6月18日 至 2019年7月17日		自 2019年12月18日 至 2020年1月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,550,472円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,057,420円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 42,083,202円	C	信託約款に定める収益調整金 39,188,829円

D 信託約款に定める分配準備積立金	78,229,670 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	93,269,678 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	130,863,344 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	142,515,927 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,066 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,305 円
G 分配金額	6,137,275 円	G 分配金額	5,460,090 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 7 月 18 日 至 2019 年 8 月 19 日		自 2020 年 1 月 18 日 至 2020 年 2 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,530,352 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,188,758 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	41,880,819 円	C 信託約款に定める収益調整金	39,673,836 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	81,527,718 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	97,826,783 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	133,938,889 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	147,689,377 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,102 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,348 円
G 分配金額	6,071,535 円	G 分配金額	5,477,792 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 8 月 20 日 至 2019 年 9 月 17 日		自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 3 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,754,677 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,360,895 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	42,405,280 円	C 信託約款に定める収益調整金	39,921,826 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	85,976,640 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	101,748,038 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	139,136,597 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	152,030,759 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,141 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,393 円
G 分配金額	6,095,952 円	G 分配金額	5,456,513 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 9 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日		自 2020 年 3 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	9,973,761 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,715,235 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	39,262,881 円	C 信託約款に定める収益調整金	40,666,551 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	83,155,343 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	106,652,420 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	132,391,985 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	158,034,206 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,181 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,440 円
G 分配金額	5,603,766 円	G 分配金額	5,484,224 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	同左

	デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2019年10月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△12,158,380
親投資信託受益証券	△1
合計	△12,158,381

当期 (2020年4月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△2,172,130
親投資信託受益証券	△42
合計	△2,172,172

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2019年10月17日現在		当期 2020年4月17日現在	
1口当たり純資産額	0.4039円	1口当たり純資産額	0.3163円
(1万口当たり純資産額)	(4,039円)	(1万口当たり純資産額)	(3,163円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス	1,407,487,355	337,093,221	
投資信託受益証券 合計		1,407,487,355	337,093,221	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	422,563	423,661	
親投資信託受益証券 合計		422,563	423,661	
合計		1,407,909,918	337,516,882	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2020 年 4 月 30 日現在です。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,268,739,990円
II 負債総額	1,515,809円
III 純資産総額（I－II）	2,267,224,181円
IV 発行済口数	14,865,849,240口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.1525円

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	353,556,540円
II 負債総額	824,481円
III 純資産総額（I－II）	352,732,059円
IV 発行済口数	1,100,732,418口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年4月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2020年4月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2020年4月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2020年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	836	191,191
株式投資信託	785	162,594
単位型	271	10,814
追加型	514	151,780
公社債投資信託	51	28,596
単位型	38	1,119
追加型	13	27,476

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)		第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウェア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

(単位：百万円)

	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	354	554
未払金	6,112	5,881
未払収益分配金	7	8
未払償還金	71	71
未払手数料 ※3	5,299	5,202
その他未払金	734	599
未払費用 ※3	3,897	※3 4,289
未払法人税等	2,382	1,439
未払消費税等 ※4	621	※4 746
賞与引当金	2,680	2,718
役員賞与引当金	210	55
その他 ※3	172	42
流動負債合計	16,431	15,726
固定負債		
退職給付引当金	1,405	1,395
その他	629	695
固定負債合計	2,035	2,091
負債合計	18,466	17,818
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,142	55,395
利益剰余金合計	47,142	55,395
自己株式	△833	△905
株主資本合計	68,891	77,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	493	△60
繰延ヘッジ損益	185	389
評価・換算差額等合計	679	329
純資産合計	69,571	77,402
負債純資産合計	88,038	95,220

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

(単位：百万円)

	第 60 期		第 61 期	
	(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)		(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※ 1	1,865	※ 1	4,881
有価証券償還益		1		—
デリバティブ収益	※ 1	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※ 1	286		185
有価証券償還損		—		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		—		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		—
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 60 期（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第 61 期（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(2) デリバティブ 時価法 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。				
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。				

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281 百万円 器具備品 655 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 現金・預金 1,347 百万円 未収収益 127 百万円 (流動負債) 未払手数料 350 百万円 未払費用 767 百万円 その他 162 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナースィップ に支払うオフィス賃借料等の債務 468 百万円に対し て保証を行っております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,311 百万円 器具備品 707 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 151 百万円 (流動負債) 未払費用 623 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナースィップ に支払うオフィス賃借料等の債務 365 百万円に対し て保証を行っております。

(損益計算書関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,831 百万円 デリバティブ収益 54 百万円 支払利息 75 百万円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,849 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,301,700	64,000	—	1,365,700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2009 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	—	323,400	1,171,500	—
2009 年度 ストックオプション(2)	普通株式	108,900	—	33,000	75,900	—
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	—	630,300	2,055,900	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	—	3,618,000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	—	66,000	3,811,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	4,422,000	66,000	4,356,000	—
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

3 2009 年度ストックオプション(1)1,171,500 株、2009 年度ストックオプション(2)75,900 株、2011 年度ストックオプション(1)2,055,900 株及び 2016 年度ストックオプション(1)1,206,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016 年度ストックオプション(1)2,412,000 株、2016 年度ストックオプション(2)及び 2017 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018 年 5 月 31 日 取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018 年 3 月 31 日	2018 年 6 月 23 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年 5 月 28 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 24 日

第 61 期（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1, 365, 700	88, 800	—	1, 454, 500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2009 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1, 171, 500	—	1, 171, 500	—	—
2009 年度 ストックオプション(2)	普通株式	75, 900	—	75, 900	—	—
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2, 055, 900	—	871, 200	1, 184, 700	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	3, 618, 000	—	2, 272, 000	1, 346, 000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	3, 811, 000	—	1, 417, 000	2, 394, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	4, 356, 000	—	1, 417, 000	2, 939, 000	—
合計		15, 088, 300	—	7, 224, 600	7, 863, 700	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2011 年度ストックオプション(1)1, 184, 700 株、2016 年度ストックオプション(1)881, 000 株及び 2016 年度ストックオプション(2)804, 000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016 年度ストックオプション(1)465, 000 株、2016 年度ストックオプション(2)1, 590, 000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年 5 月 28 日 取締役会	普通株式	3, 212	16. 42	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 12 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2, 862	14. 64	2020 年 3 月 31 日	2020 年 7 月 1 日

(リース取引関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 853 百万円 1 年超 6,704 百万円 合計 7,558 百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 912 百万円 1 年超 6,148 百万円 合計 7,060 百万円

(金融商品関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	—
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	—
(3) 未収収益	618	618	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,740	16,740	—
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	—
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	—
デリバティブ取引計	(158)	(158)	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち3百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち0百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額 22,876 百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,892 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	20,680	—	—	—
未収委託者報酬	16,867	—	—	—
未収収益	618	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	—
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	—
(3) 未収収益	1,412	1,412	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	17,828	17,828	—
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	—
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	—
デリバティブ取引計	142	142	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額 22,876 百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,892 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	24,591	—	—	—
未収委託者報酬	16,912	—	—	—
未収収益	1,412	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

(有価証券関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について 21 百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

(デリバティブ取引関係)

第 60 期(2019 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,407	—	3	3
	買建	—	—	—	—
合計		2,407	—	3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,792	—	△35	△35
合計		1,792	—	△35	△35

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル		2,251	—	△42
	豪ドル		63	—	△0
	シンガポール ドル	投資有価証券	975	—	△18
	香港ドル		518	—	△8
	人民元		2,149	—	△58
	ユーロ		81	—	0
合計			6,040	—	△127

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 61 期(2020 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,913	—	△41	△41
	買建	—	—	—	—
合計		1,913	—	△41	△41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,808	—	15	15
合計		1,808	—	15	15

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		3,427	—	20
	豪ドル		48	—	9
	シンガポール ドル		944	—	58
	香港ドル		529	—	2
	人民元		2,017	—	76
	ユーロ		70	—	1
合計			7,038	—	167

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,010	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,002
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,668	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,485
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,704	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,631

(退職給付関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405
退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.1%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230 百万円でありました。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.2%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定条件	2012 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012 年 1 月 22 日から 2020 年 1 月 21 日まで	同左

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	—
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128 百万円

3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分
割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開
日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定条件	2012 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012 年 1 月 22 日から 2020 年 1 月 21 日まで	同左

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1, 171, 500	75, 900
付与	0	0
失効	1, 171, 500	75, 900
権利確定	0	0
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2, 055, 900	3, 618, 000
付与	0	0
失効	871, 200	2, 272, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	1, 184, 700	1, 346, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)		第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 820		賞与引当金 822
	投資有価証券評価損 96		投資有価証券評価損 102
	関係会社株式評価損 1,430		関係会社株式評価損 1,430
	退職給付引当金 430		退職給付引当金 427
	固定資産減価償却費 103		固定資産減価償却費 96
	その他 761		その他 744
	繰延税金資産小計 3,643		繰延税金資産小計 3,624
	評価性引当金 △1,430		評価性引当金 △1,430
	繰延税金資産合計 2,212		繰延税金資産合計 2,194
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 217		繰延ヘッジ利益 172
	繰延ヘッジ利益 81		繰延税金負債合計 172
	繰延税金負債合計 299		繰延税金資産の純額 2,022
	繰延税金資産の純額 1,913		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
	受取配当金等永久に益金に参入されない項目 △4.4%		受取配当金等永久に益金に参入されない項目 △9.6%
	その他 0.6%		その他 1.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.6%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.6%

(関連当事者情報)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポ ー ル 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付の 返済 (シンガ ポールドル 貨建) (注 1)	554 (SGD 6,800 千) (注 2)	—	—
							貸付金利息 (シンガ ポールドル 貨建) (注 1)	8 (SGD 104 千)	—	—
							資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 3)	1,807 (USD 16,500 千) (注 4)	関係会社 短期 貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付 (円貨建) (注 3)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注 3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 5)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千) (注 5)	アセット マネジメ ント業	間接 100.00	資金の 借入	資金の借入 (米国ドル 貨建) (注 6)	5,364 (USD 50,000 千) (注 7)	—	—
							資金の借入 の返済 (米国ドル 貨建) (注 6)	5,526 (USD 50,000 千) (注 7)	—	—
							借入金利息 (米国ドル 貨建) (注 6)	65 (USD 593 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 取引金額 554 百万円 (SGD6,800 千) の内訳は、貸付の返済 554 百万円 (SGD6,800 千) であります。
- 3 融資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 取引金額 1,807 百万円 (USD16,500 千) の内訳は、貸付 1,807 百万円 (USD16,500 千) であります。

- 5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. 及び Nikko Asset Management Americas, Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 7 取引金額 5,364 百万円 (USD50,000 千) 及び 5,526 百万円 (USD50,000 千) の内訳は、借入 5,364 百万円 (USD50,000 千) 及び借入の返済 5,526 百万円 (USD50,000 千) であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	1,793 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貸建) (注 1)	86 (USD 798 千)	未収収益	13 (USD 122 千)
							資金の貸付 (円貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貸建) (注 1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	配当の受取	1,526 (USD 14,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550 (百万円)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	配当の受取	2,700	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第61期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
1株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第61期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数(千株)	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション(1) 1,346,000株、2016年度ストックオプション(2) 2,394,000株、2017年度ストックオプション(1) 2,939,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 (2019年3月31日)	第61期 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	69,571	77,402
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	195,647	195,558

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期から第2計算期までは収益分配を行ないません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金43億3,296万1,643円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年10月19日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については43億3,296万1,643口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内

に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑨ 第4項、第7項および第8項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

およびコマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2010年10月29日から2010年11月17日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における

発行および管理事務に係る費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期から第2計算期までは、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期から第2計算期までを除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、第1計算期から第2計算期までを除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期から第2計算期までを除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとし、
 - 1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%

の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が20億円を下ることとなった場合には、第39条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第45条 この信託は、委託者が第37条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協

議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2010年10月29日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ケイマン籍外国投資信託

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド エマージング・カレンシー・ストラテジー・クラス 円
建受益証券

(ロ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第12条第9項および第37条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース） 受益証券

<追加型証券投資信託 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期から第2計算期までは収益分配を行ないません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金9億3,114万7,116円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年10月19日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については9億3,114万7,116口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内

に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑨ 第4項、第7項および第8項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2010年10月29日から2010年11月17日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における

発行および管理事務に係る費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期から第2計算期までは、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期から第2計算期までを除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、第1計算期から第2計算期までを除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期から第2計算期までを除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとしします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%

の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が20億円を下ることとなった場合には、第39条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第45条 この信託は、委託者が第37条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協

議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2010年10月29日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ケイマン籍外国投資信託

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド 円ヘッジクラス 円建受益証券

(ロ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第12条第9項および第37条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース） 受益証券

2020. 7. 18

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型 (ヘッジなしコース)／(通貨プレミアムコース)

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(ヘッジなしコース)」および「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(通貨プレミアムコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年1月17日に関東財務局長に提出しており、2020年1月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2020年1月17日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 安倍 秀雄
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	45
第3【ファンドの経理状況】	51
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	69
第三部【委託会社等の情報】	70
約款	116

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）」を「ヘッジなしコース」、「日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）」を「通貨プレミアムコース」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2020年1月18日から2020年10月15日までとします。

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

世界の様々な資産を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

＜日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）＞

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(債券、不動産投信、その他 資産(MLP、優先証券))))		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（債券、不動産投信、その他資産（MLP、優先証券））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券、不動産投信およびその他資産（MLP、優先証券）に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(債券、不動産投信、その他 資産(MLP、優先証券、通貨オプ ション))))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(債券、不動産投信、その他資産(MLP、優先証券、通貨オプション))))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券、不動産投信およびその他資産(MLP、優先証券、通貨オプション)に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色 1

相対的に高い利回りが期待できる3つの資産(高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等)に投資を行ないます。

■主として先進国の資産に投資を行ない、相対的に高いインカム収益の獲得をめざします。

特色 2

新興国通貨の高い金利収入の獲得もめざす「新興国通貨戦略コース」、為替変動の影響が異なる「円ヘッジコース」、「ヘッジなしコース」、「通貨プレミアムコース」をご用意しました。

■お客様の運用ニーズに合わせて、コースをお選びいただけます。
また、コース間でスイッチングが可能です。

■「新興国通貨戦略コース」は、新興国20通貨程度の中から、相対的に金利の高い新興国通貨を買い建てると同時に、相対的に金利の低い新興国通貨を売り建てる為替取引を行ないます。

■「円ヘッジコース」は、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの軽減をめざします。

■「ヘッジなしコース」は、為替ヘッジを行なわず、円安時の為替差益の獲得をめざします。

■「通貨プレミアムコース」は、通貨のカバード・コール戦略を行ないプレミアム収入(オプション料)の獲得をめざします。

※為替ヘッジを行なった場合は為替ヘッジコストがかかります。為替ヘッジを行なわない場合は投資先通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生します。通貨のカバード・コール戦略ではプレミアム収入が期待されますが、円安時の為替差益が一定額にとどまります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特色 3

毎月の決算時に、収益分配を行なうことをめざします。

■毎月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配方針に基づき分配金の支払いを行なうことをめざします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

●市況動向および資金動向などにより上記のような運用ができない場合があります。

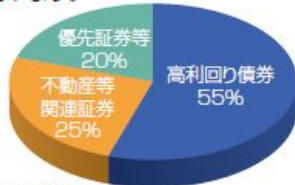
特色 1

相対的に高い利回りが期待できる3つの資産 (高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等)に 投資を行います。

■安全資産とみられる国債などの利回りは相対的に低い水準にあり、相対的に高い利回りが期待される、高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等が注目を集めつつあります。

3つの資産に投資を行います

- 同様な利回り水準の債券に比べ、発行体の信用力が高い傾向にある優先証券等に投資を行います。
- 相対的に高い利回りが期待されるハイイールド社債に投資を行います。

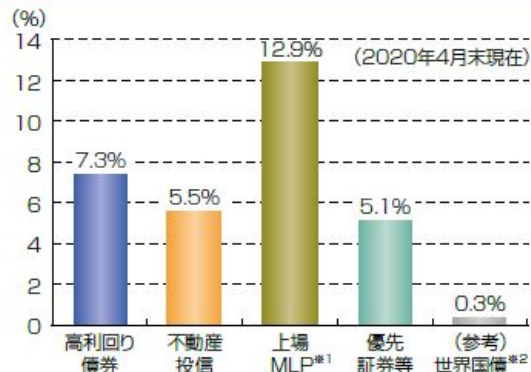


- 不動産投信に投資を行います。また、不動産連動社債も投資対象とします。
- 上場MLP^{※1}に投資を行います。

●各資産の組入比率は2020年4月末現在の基本組入比率であり、今後変更される場合があります。

※1 MLP(エムエルピー)は、Master Limited Partnershipの略語であり、主としてエネルギーのインフラ事業を営む共同投資の形態をさします。

〈参考〉ハインカム資産の利回り



※2 FTSE世界国債インデックスの最終利回り

上記は、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託における各資産の為替ヘッジ前の利回り、および世界国債の過去の利回りであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。利回りは将来得られる期待利回りを示すものではありません。

上図はイメージ図および過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

特色 2

新興国通貨の高い金利収入の獲得もめざす「新興国通貨戦略コース」、為替変動の影響が異なる「円ヘッジコース」、「ヘッジなしコース」、「通貨プレミアムコース」をご用意しました。

■お客様の運用ニーズに合わせて、コースをお選びいただけます。また、コース間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各コースの特長

	新興国通貨戦略コース	円ヘッジコース	ヘッジなしコース	通貨プレミアムコース
現物資産部分	共通 高利回り債券 不動産等関連証券 優先証券等			
為替ヘッジ	あり(フルヘッジ)	あり(フルヘッジ)	行ないません	行ないません
通貨戦略部分	新興国通貨戦略	行ないません	行ないません	カバードコール戦略

※「新興国通貨戦略コース」は、新興国通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

※為替ヘッジを行なった場合は為替ヘッジコストがかかります。為替ヘッジを行なわない場合は投資先通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生します。通貨のカバードコール戦略ではプレミアム収入が期待されますが、円安時の為替差益が一定額にとどまります。

《参考》3つの資産について

● 高利回り債券

相対的に高い利回りが期待される、米国などのハイイールド社債に投資を行ないます。

■ 相対的に信用格付が低いハイイールド社債は、金融危機以降のリスク資産を回避する流れのなかで弱含みましたが、米国の実体経済や企業業績の回復を背景に、その後は力強い回復を見せています。

高利回り債券は、J.P.モルガンインベストメント・マネージメント・インクが実質的な運用を担当します。

● 不動産等関連証券

1. 不動産投信および不動産連動社債

- 世界の不動産投信の中から、高い収益率や収益の安定性が期待される投資先を選別します。
- このほか、不動産私募ファンドの収益に連動する不動産連動社債も投資対象とします。不動産私募ファンドは、三井不動産投資顧問株式会社が運用受託するものを対象とします。

不動産連動社債が対象とする不動産私募ファンドにおいては、借入れの手法を用いてレバレッジ取引を行ないますが、総資産に占める借入れの比率は、借入れ時点において50%~60%程度を目処とします。

2. 上場MLP*

- MLP*は、主としてエネルギーのインフラ事業を営む共同投資の形態です。多くがアメリカの株式市場に上場されており一般の株式と同じように取引されています。

※ MLP(エムエルピー)は、Master Limited Partnershipの略語です。

不動産等関連証券は、クレディスイス・アセット・マネジメント(スイス)リミテッドが実質的な運用を担当します。

● 優先証券等

- 株式と社債の中間的特性をもった有価証券であり、優先証券、永久劣後債、期限付劣後債などをいいます。同様な利回り水準の債券に比べ、発行体の信用力が相対的に高い場合が多くみられます。
- 投資に際しては、高水準のインカム収益の安定的な獲得をめざすために、流動性や発行体の信用格付のほか、繰上償還リスクや利払いなどの繰延リスクなどに配慮した運用を行ないます。

優先証券等は、スペクトラム・アセット・マネジメント・インクが実質的な運用を担当します。

《参考》世界的な金融危機からの力強い回復



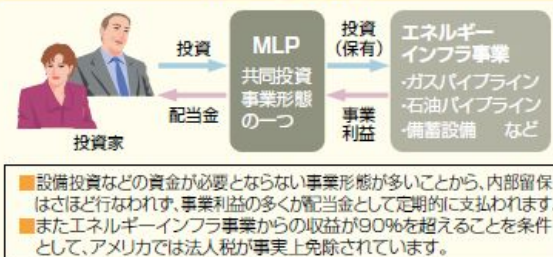
国債: FTSE世界国債インデックス、投資適格社債: FTSE世界BIG債券インデックス(社債)、ハイイールド社債: ICE BofA Merrill Lynch米国ハイイールドインデックスのそれぞれ米ドルベースのトータルリターン(利回り)の値です。

上記は過去のものであり将来の運用成果等を約束するものではありません。

不動産投信や不動産連動社債の仕組み



MLP*の仕組み



■ 設備投資などの資金が必要とならない事業形態が多いことから、内部留保はさほど行なわれず、事業利益の多くが配当金として定期的に支払われます。

■ またエネルギーインフラ事業からの収益が90%を超えることを条件として、アメリカでは法人税が事実上免除されています。

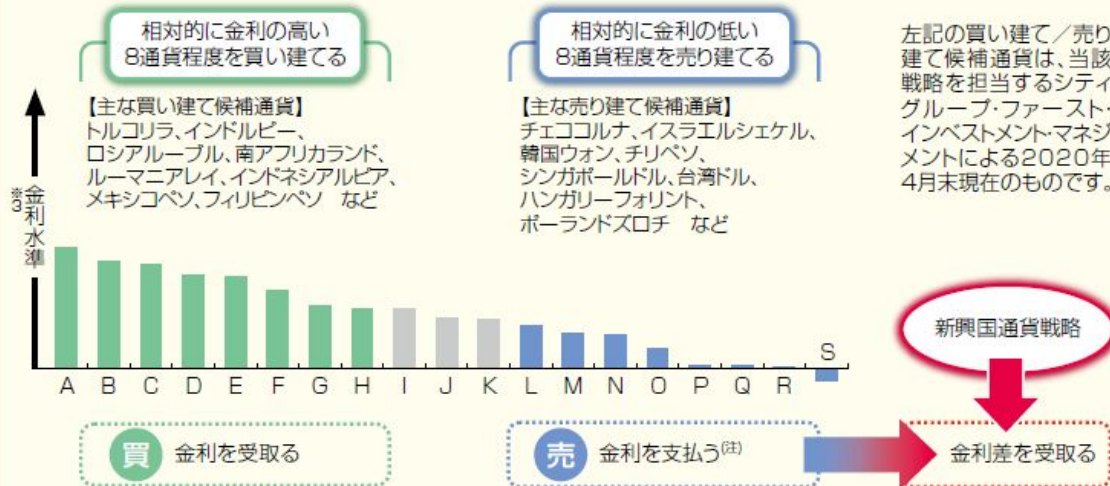
	期待収益	価格変動	弁済順位
株式	高	大	下
優先証券等			
優先証券			
永久劣後債			
期限付劣後債			
社債	低	小	上

上図は一般的な優先証券等の特長について例示したイメージ図です。

新興国通貨戦略について

- 新興国20通貨程度^{※1}の中から、金利水準などをもとに、買い建てる通貨と、売り建てる通貨をそれぞれ8通貨程度選択し、金利が相対的に高い通貨を実質的^{※2}に純資産総額の130%程度買い建てると同時に、金利が相対的に低い通貨を同金額売り建てることで、高い金利収入をめざします。
- 買い建て／売り建てを行なった新興国通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

新興国通貨戦略のイメージ(2020年4月末現在)



※1 投資対象通貨は随時見直しを行なうため、将来増減する場合があります。

※2 実際の運用ではスワップ取引などを用い、上記の手法で算出される金利差の獲得をめざします。

※3 為替先渡取引におけるフォワード金利の水準です。

(注) 通貨の需要が高まると、低金利を受け入れてもその通貨を保有したいと考える人が増えることにより金利が押し下げられ、フォワード金利がマイナスになる場合があります。例えば、先高感の強い新興国通貨の需要が高まった場合などには、フォワード金利がマイナスとなることがあります。新興国通貨戦略では、売り建てた新興国通貨の金利の合計が、マイナスとなった場合には、マイナス金利を支払う(＝金利を受取る)こととなります。

為替相場や金利変動などに伴う基準価額の変動について

- 「新興国通貨戦略コース」では、現物資産の運用に加え、金利が相対的に高い新興国通貨を買い建てると同時に、金利が相対的に低い新興国通貨を同金額売り建てることから、基準価額は為替相場の動向や金利変動などにより以下のように変動します。

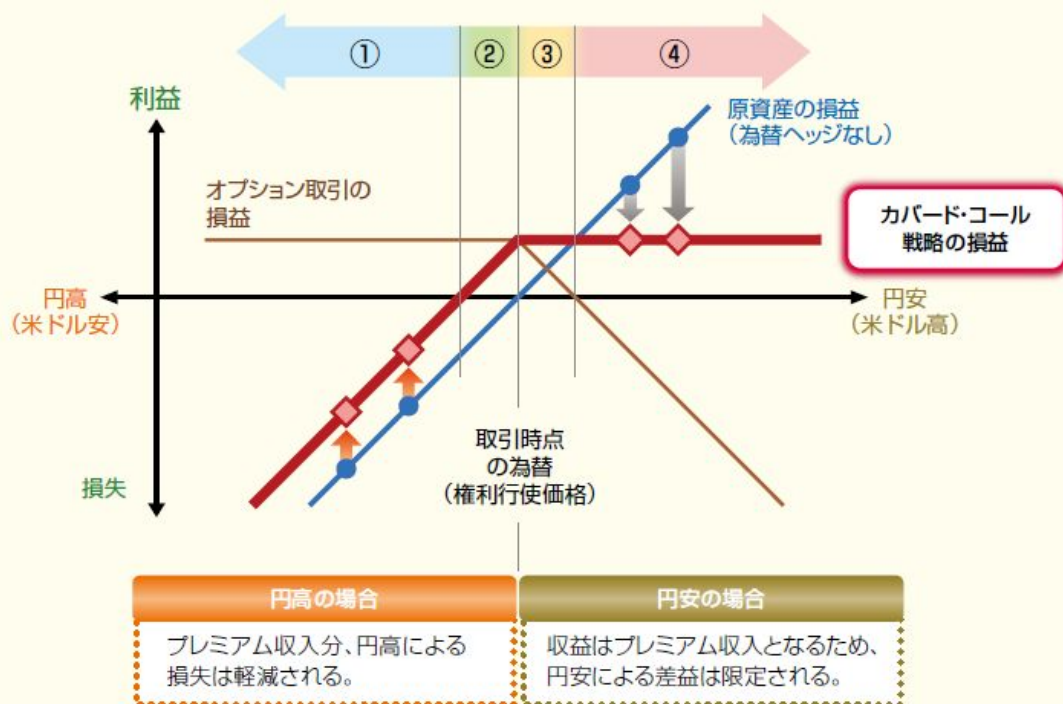
基準価額の上昇要因		基準価額の下落要因	
資産価格の上昇	● 円安／買い建て通貨高 ● 円高／売り建て通貨安 ● 買い建て通貨国の金利が上昇 ● 売り建て通貨国の金利が下落	新興国通貨戦略コース	● 円高／買い建て通貨安 ● 円安／売り建て通貨高 ● 買い建て通貨国の金利が下落 ● 売り建て通貨国の金利が上昇
			資産価格の下落

※ 上記は為替相場や金利水準、資産価格などによる基準価額の変動要因の概要であり、全ての変動要因を網羅したものではありません。基準価額の変動要因はこのほかにも存在します。詳しくは、投資リスクをご覧ください。

通貨のカバード・コール戦略について

- カバード・コール戦略とは、保有資産の将来の値上がり益(=不確実な利益)を放棄する見返りに、現時点のプレミアム収入(=確実な利益)の獲得をめざす戦略です。
- 原資産(米ドル建)を保有し、米ドル(対円)のコールオプションを売却します。

損益のイメージ(満期時)



為替相場の動向と損益のイメージ

- 「通貨プレミアムコース」では、現物資産の運用に加え、米ドル(対円)のコールオプションを売却しますので、為替差益は為替相場の動向により以下のように変動します。

為替相場	円 高		円 安	
値動き	プレミアム収入の			
	範囲外	範囲内		範囲外
戦略の損益 (ヘッジしない 場合との比較)	①損 失	②利 益	③利益(限定)	④利益(限定)
	プレミアム収入の分、 為替差損がヘッジなし より抑制される。	プレミアム収入が為替 差損を上回るため、利益 となる。	収益はプレミアム収入 に限定されるが、ヘッジ なしを上回る。	収益はプレミアム収入 に限定され、為替差益 の多くを得られない。

※当ページは、原資産(米ドル建)の100%相当額の米ドル(対円)を買う権利を売却した場合の、通貨カバード・コール戦略の説明であり、当ファンドのカバード・コール戦略と異なる場合があります。

《参考》各資産の運用会社

J.P.Morgan Asset Management

J.P.モルガン・インベストメント・ マネージメント・インク

- 世界60カ国以上に拠点を持つ世界有数の金融持ち株会社JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある、資産運用部門J.P.モルガン・アセット・マネージメント*の一角です。
 - J.P.モルガン・アセット・マネージメント*は、運用資産総額約1.9兆米ドル(約205兆円)を世界各国の株式、債券などで運用しています。
 - ハイイールド債券運用チームは25年以上のハイイールド債券運用実績を有しており、運用資産総額は約313億米ドル(約3.3兆円)に上ります。
- ※J.P.モルガン・アセット・マネージメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドにおいて、高利回り債券部分を実質的に担当します。

S P E C T R U M

スペクトラム・アセット・ マネージメント・インク

- 1987年に米国コネチカット州に設立された、優先証券運用業界で最大手の運用会社で、2001年10月にプリンシパル・グローバル・インベスターズの傘下に入っています。
- 優先証券戦略に特化しており、約216億米ドル(約2.3兆円)の資産を運用しています。
- プリンシパル・グローバル・インベスターズは、1879年に設立された総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用部門です。幅広いアセットクラスの資産運用サービスをグローバルに提供しており、運用資産総額は約4,593億米ドル(約49兆円)です。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドにおいて、優先証券等部分を実質的に担当します。

CREDIT SUISSE

クレディ・スイス・アセット・ マネージメント(スイス)リミテッド

- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門のスイス法人です。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門は、世界5拠点到配しており、約1,195人の従業員を擁しています。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門の運用資産総額は、約4,240億米ドル(約45兆円)を誇ります。
- クレディ・スイスのアセット・マネージメント部門における、不動産運用部門の運用資産総額は、約506億米ドル(約5兆円)を誇ります。

(2019年6月末現在、1米ドル=107円85銭で換算)

当ファンドにおいて、不動産等関連証券部分を実質的に担当します。

シティグループ・ファースト・ インベストメント・マネージメント

- シティグループ・ファースト・インベストメント・マネージメント・リミテッドはシティグループ・インク傘下の投資運用会社です。運用資産残高は約35億米ドル(約3,782億円)です。

(2019年9月末現在、1米ドル=108円08銭で換算)

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用会社であり、「新興国通貨戦略コース」で行なう新興国通貨戦略および「通貨プレミアムコース」で行なう、カバード・コール戦略を担当します。

日興グローバルラップ株式会社

- 日興グローバルラップ株式会社は、資産運用サービスを提供するコンサルティング・カンパニーです。
- 1998年より投資助言業務、2004年より投資一任業務を営んでいます。

当ファンドの「通貨プレミアムコース」で行なう、カバード・コール戦略の詳細を選定します。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※ファンド間でスイッチングを行なうことができます。ただし販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

<新興国通貨戦略コース>/<円ヘッジコース>

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としています。これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<ヘッジなしコース>/<通貨プレミアムコース>

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

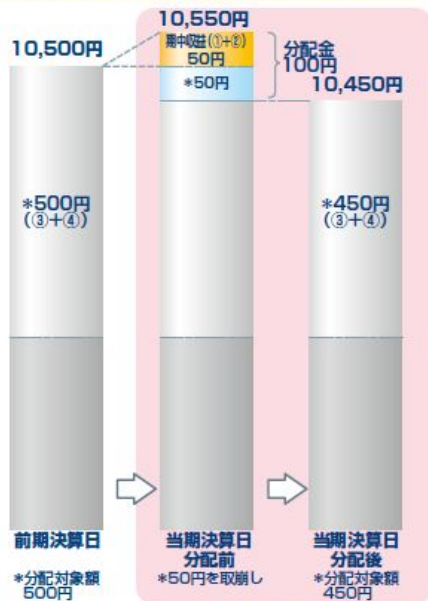
投資信託で分配金が支払われるイメージ



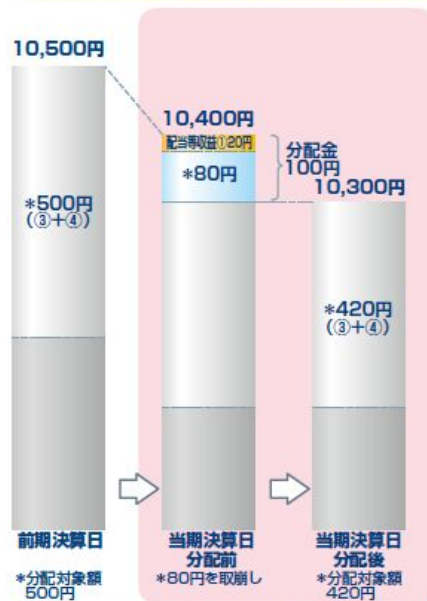
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



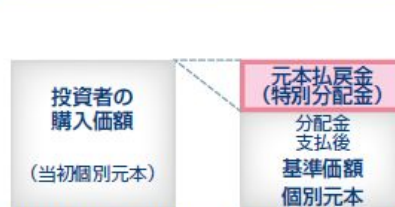
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



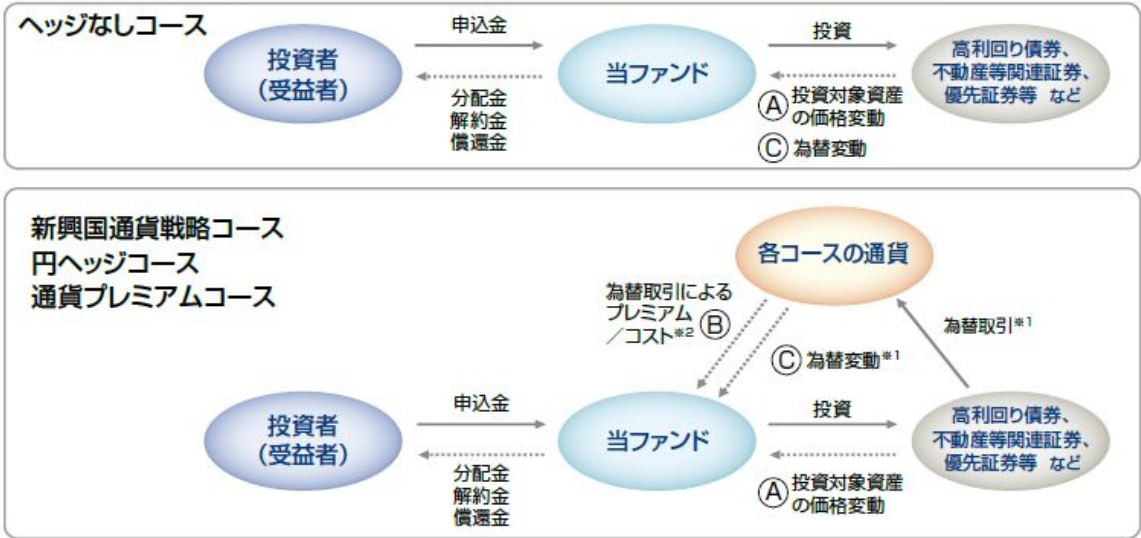
※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 新興国通貨戦略コースは、買い建て／売り建てを行なった新興国通貨と円の為替変動リスクがあります。円ヘッジコースは、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。通貨プレミアムコースは、円に対する米ドルのカバード・コール戦略を行ないます。カバード・コール戦略では、円高時にプレミアム収入分、円高による損失が軽減されます。

※2 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		=	① 資産の値上がり／値下がり		+	② 為替取引によるプレミアム／コスト		+	③ 為替差益／差損	
新興国通貨戦略コース	収益を得られるケース		資産の上昇			プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 買い建て通貨の金利 — 売り建て通貨の金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が プラス			為替差益の発生 ・円安／買い建て通貨高 ・円高／売り建て通貨安	
	損失やコストが発生するケース		資産の下落			コスト(金利差相当分の費用)の発生 買い建て通貨の金利 — 売り建て通貨の金利 円の金利 — 原資産通貨の金利 が マイナス			為替差損の発生 ・円高／買い建て通貨安 ・円安／売り建て通貨高	

収益の源泉		=	① 資産の値上がり／値下がり		+	② 為替ヘッジプレミアム／コスト		+	③ 為替差益／差損	
円ヘッジコース	収益を得られるケース		資産の上昇			ヘッジプレミアムの発生 円の金利 — 原資産通貨の金利 が プラス			原則として 為替ヘッジを行ない、 為替変動リスクの 低減を図ります。	
	損失やコストが発生するケース		資産の下落			ヘッジコストの発生 円の金利 — 原資産通貨の金利 が マイナス				

*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

収益の源泉		=	①	+	②	+	③
ヘッジなし コース	収益を得られる ケース		資産の上昇		為替ヘッジを 行なわないので ありません。		為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落				為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高

収益の源泉		=	①	+	②	+	③
通貨 プレミアム コース	収益を得られる ケース		資産の上昇		プレミアムの発生 円に対する米ドルの コールオプションの売却による プレミアム収入		収益はプレミアム収入に 限定され、為替差益は 得られません。
	損失やコストが 発生するケース		資産の下落		ありません。		為替差損の発生 原資産通貨に対して プレミアム収入を超える 円高

*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用についてのご留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年 9月 19日

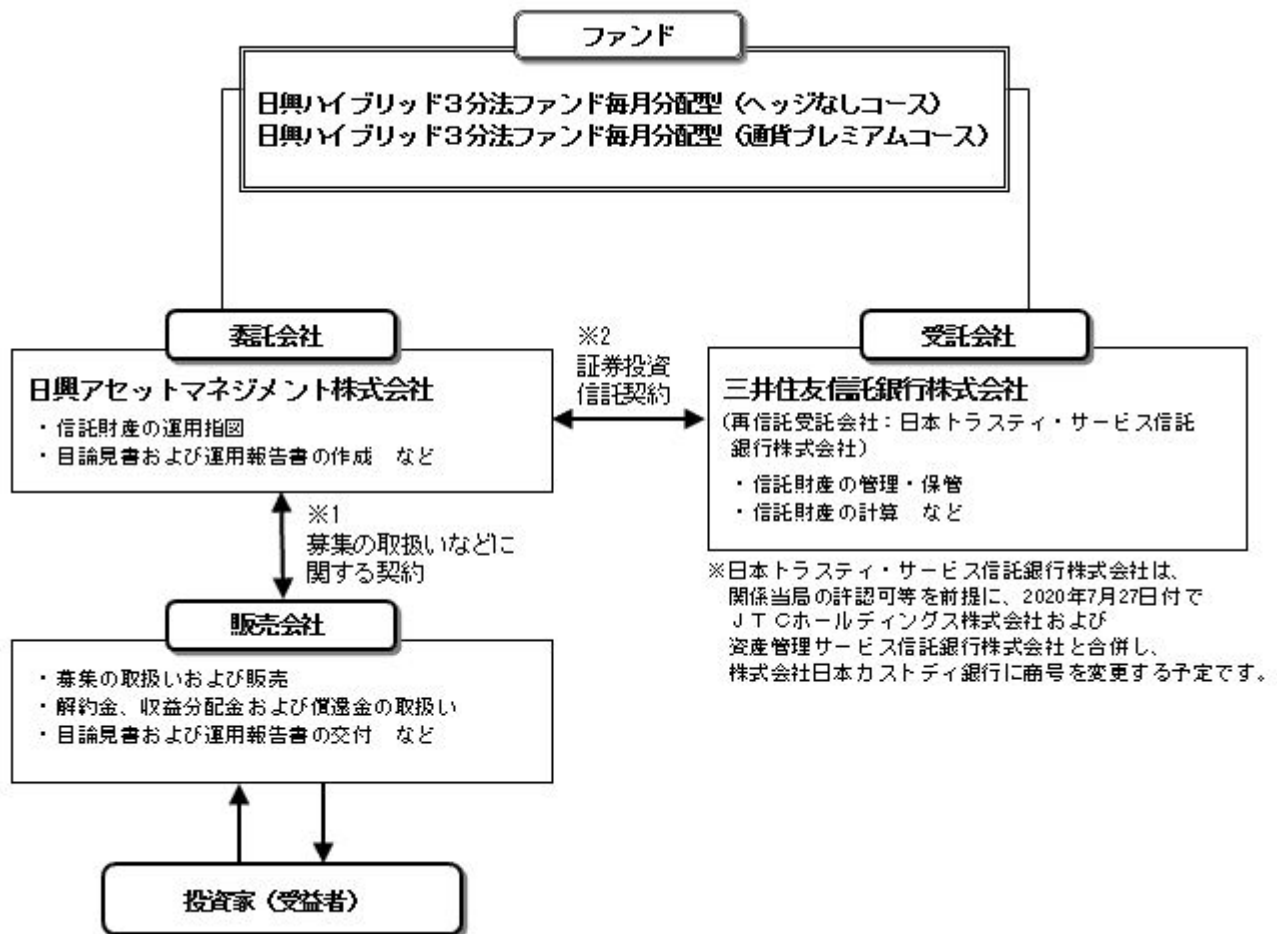
- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2020年 10月 19日

- ・信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

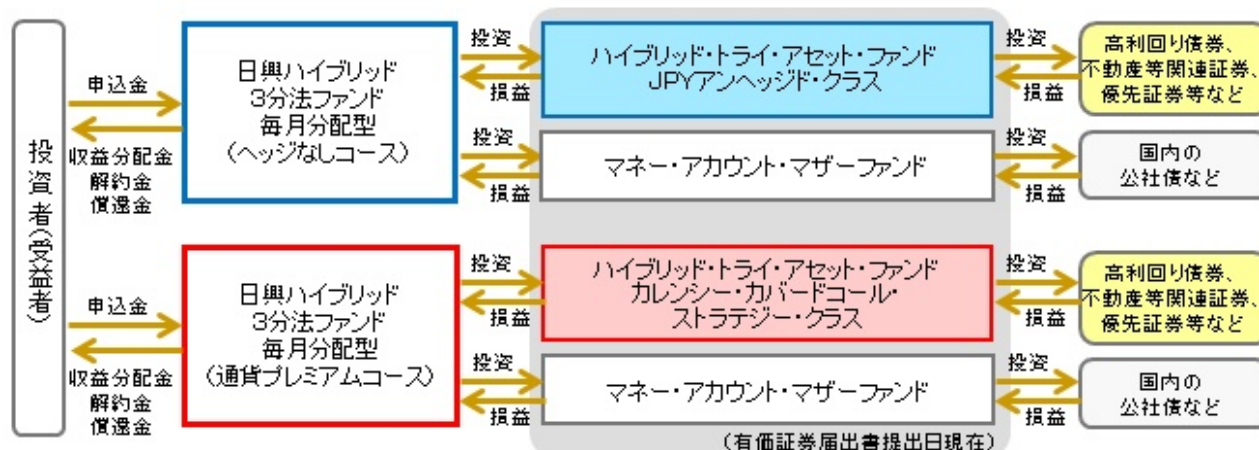


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2020年4月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券なら

びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド J P Yアンヘッジド・クラス＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

＜ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長および毎月分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	＜J P Yアンヘッジド・クラス＞ 世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を投資対象とします。 ＜カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス＞ 世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）および円に対する米ドルのコール・オプションを売却する、カバード・コール戦略の投資成果を享受するため、通貨オプション取引やトータル・リターン・スワップ取引などを利用します。
投資方針	＜J P Yアンヘッジド・クラス＞ - 運用にあたっては、世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を主な投資対象とし、信託財産の成長および毎月分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。 ＜カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス＞ - 運用にあたっては、世界各国の高利回り証券（高利回り債券、不動産等関連証券、優先証券等）を主な投資対象とし、信託財産の成長および毎月分配を行なうことを目標に積極的な運用を行ないます。 - 実質外貨建資産については、カバード・コール戦略を活用し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。
主な投資制限	- 純資産総額の 50%以上を有価証券に投資します。 - 投資信託証券など（E T FとR E I Tを除きます。）への投資割合は純資産総額の 5 %を超えないものとします。 - 不動産連動社債への投資割合は純資産総額の 10%を超えないものとします。 - 仕組債やカバードワラントなどの仕組証券（不動産連動社債を除きます。）への投資割合は純資産総額の 15%を超えないものとします。 - 流動性に欠ける資産への投資割合は純資産総額の 15%を超えないものとします。 - 純資産総額の 10%を超える借入れは行ないません。
収益分配	原則として、毎月第 2 営業日に分配を行ないます。なお、投資顧問会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率 0.861%（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※この他に、固定報酬として年額 5,000 米ドルがかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.3%（1 口当たり）
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント
副投資顧問会社	＜全クラス共通＞ クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッド スペクトラム・アセット・マネジメント・インク J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

	<カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス> 日興グローバルラップ株式会社
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント
信託期間	2157 年 10 月 21 日まで
決算日	原則として、毎年 10 月 31 日

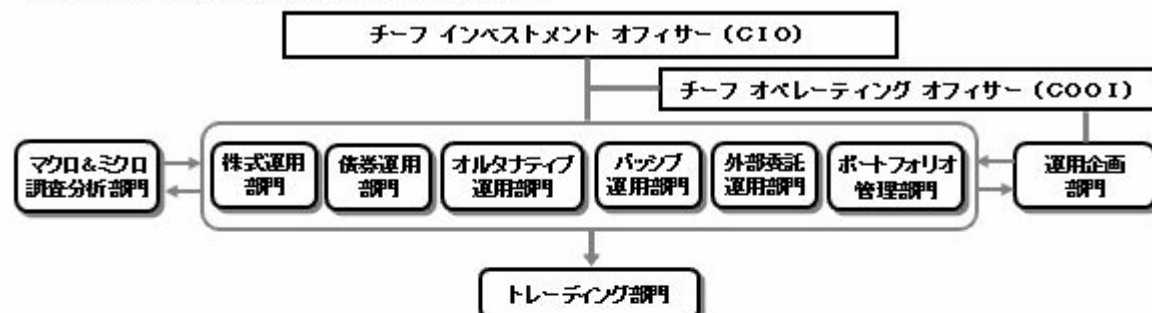
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<マネー・アカウント・マザーファンド>

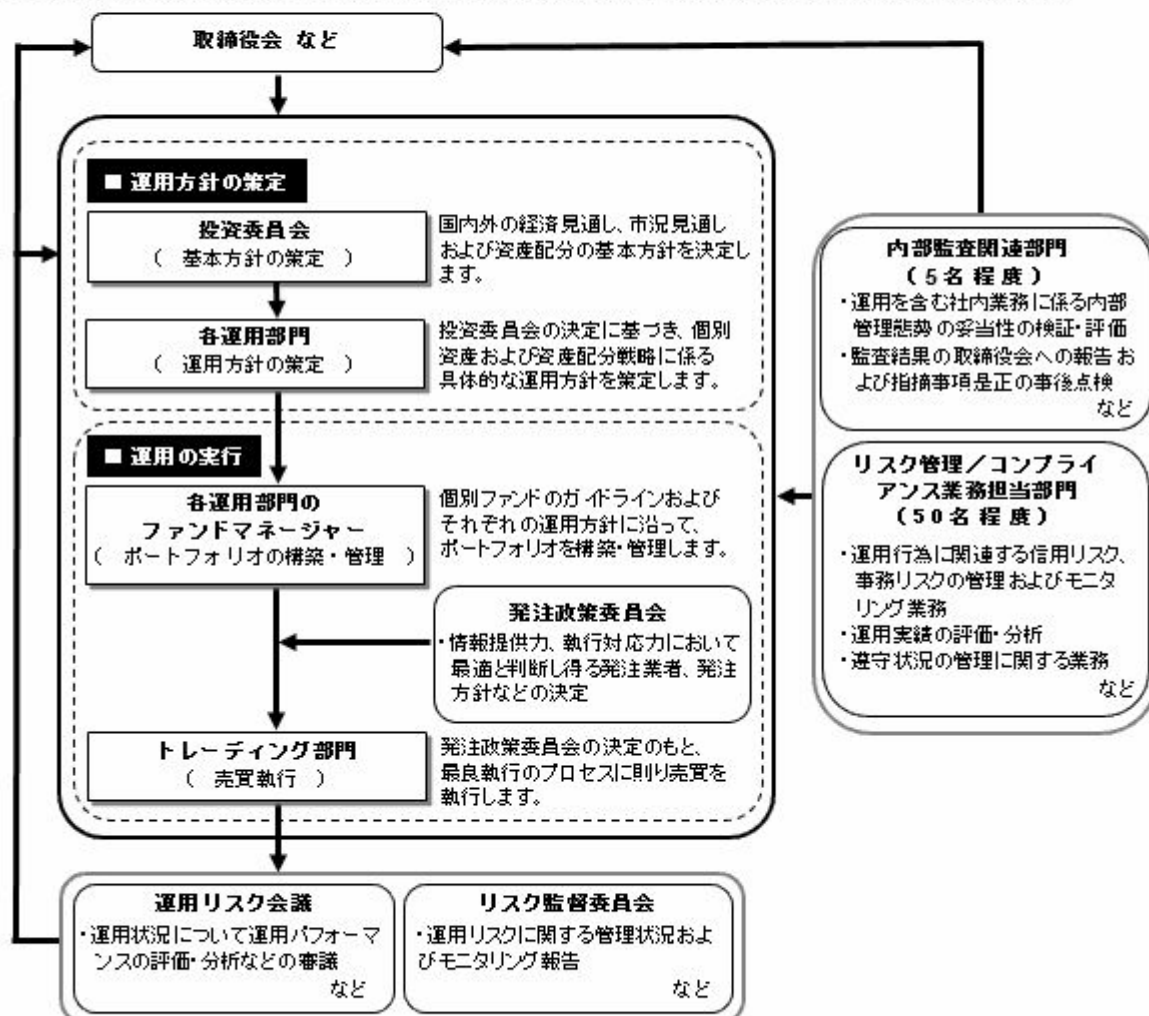
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	- 主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資は行ないません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2009 年 10 月 30 日設定）
決算日	毎年 10 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



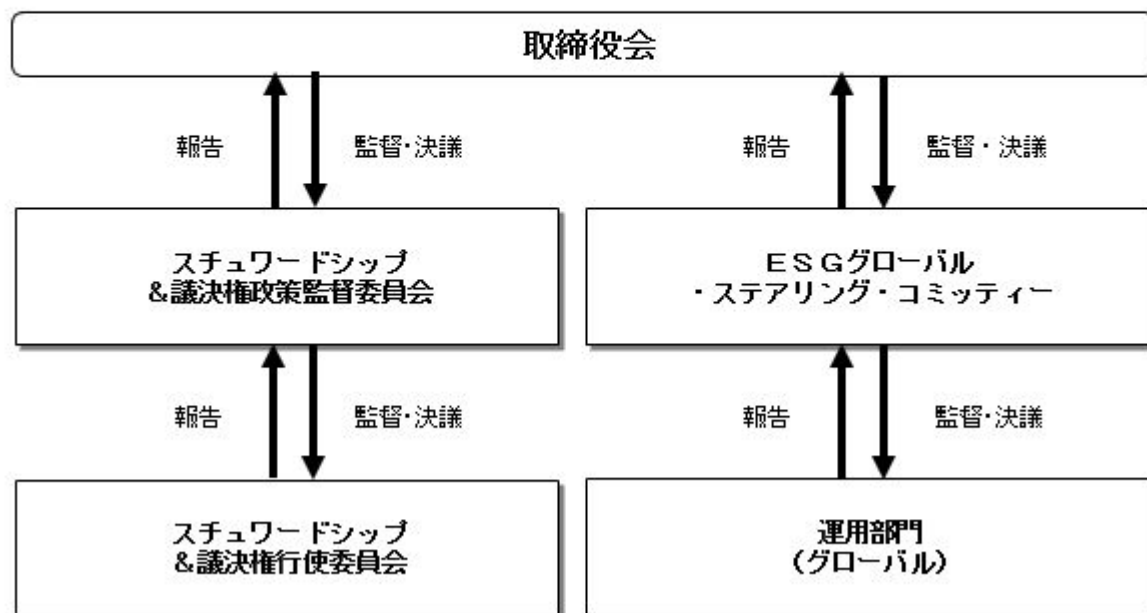
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券、不動産等関連証券（不動産投信、不動産連動社債、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）などをいいます。）および優先証券等（優先証券、劣後債などをいいます。）を実質的な投資対象としますので、債券、不動産等関連証券および優先証券等の価格の下落や、債券、不動産等関連証券および優先証券等の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産等の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に不動産投信および不動産連動社債は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信および不動産連動社債の発行体等の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信および不動産連動社債の分配金・利払いや価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般にMLPは、投資対象事業から得られる利益などを収益源としており、MLPの分配金や価格は、投資対象事業の成長性や収益性の情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、ファンドが実質的に投資するMLPはエネルギーインフラ事業を主な投資対象としているため、国内および海外の経済・政治情勢、エネルギーインフラ事業を取り巻く環境、エネルギー市況の悪化ならびに金利変動などの影響を受けて価格が変動します。ファンドにおいては、MLPの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に優先証券等の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化ならびに金利変動の影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、優先証券等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・不動産連動社債など流動性の低い資産については、保有資産を直ちに売却できないことも考えられます。また、このような資産の転売についても契約上制限されていることがあり、基準価額に影響を与えることもあります。
- ・一般に優先証券等およびMLPは、普通株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・不動産等関連証券が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産等関連証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に優先証券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、優先証券等の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする

要因となります。

- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、当該資産の通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

⑥ レバレッジリスク

不動産連動社債が対象とする不動産私募ファンドにおいては、借入れの手法を用いてレバレッジ取引を行いません。したがって、不動産の市況の影響を大きく受けます。

⑦ MLPへの投資に伴うリスク

MLPに適用される法律や税制が変更されたり、新たな法律や税制が適用された場合、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

⑧ 優先証券への投資に伴うリスク

優先証券および劣後債には次のような固有のリスクがあります。

- ・一般に法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体の破綻時における残余財産の分配に関する権利は、普通社債の保有者に劣後します。このため、他の優先する債権が全額支払われない場合、元利金の支払いを受けられないリスクがあります。
- ・一般に繰上償還条項が付与されています。予定された繰上償還日に償還されないことが見込まれる場合などには、価格が大きく下落するリスクがあります。
- ・利息や配当の支払繰延条項を有する証券においては、発行体の財務状況や収益の悪化などにより利息や配当の支払いが繰り延べられたり、停止されるリスクがあります。
- ・将来、優先証券および劣後債に係る税制の変更やその他当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更などがあった場合には、税制上、財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下するなどの事由により当該証券市場が著しく縮小したり、投資成果に悪影響を及ぼしたりする可能性があります。

⑨ カバード・コール戦略に伴うリスク

(以下は「通貨プレミアムコース」にのみ該当するリスクです。)

- ・通貨プレミアムコースでは外貨建資産への投資に加え、円に対する米ドルのコール・オプションを売却する、カバード・コール戦略を行いません。したがって、円に対する米ドルの為替レートが権利行使価格を超え上昇した場合、為替レートの上昇による為替差益の一部を得られないことがあります。
- ・カバード・コール戦略を構築した際の円安・米ドル高による値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、特定の権利行使期間で権利行使価格を越えて米ドル高・円安となり権利行使された場合、その後、為替レートが戦略構築日のレートまで下がると、ファンドの基準価額は戦略構築日の水準を下回ることがあります。
- ・換金に伴ないオプション取引を解消する際には、市場動向や市場規模等によっては解消に伴うコストが発生し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、

ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

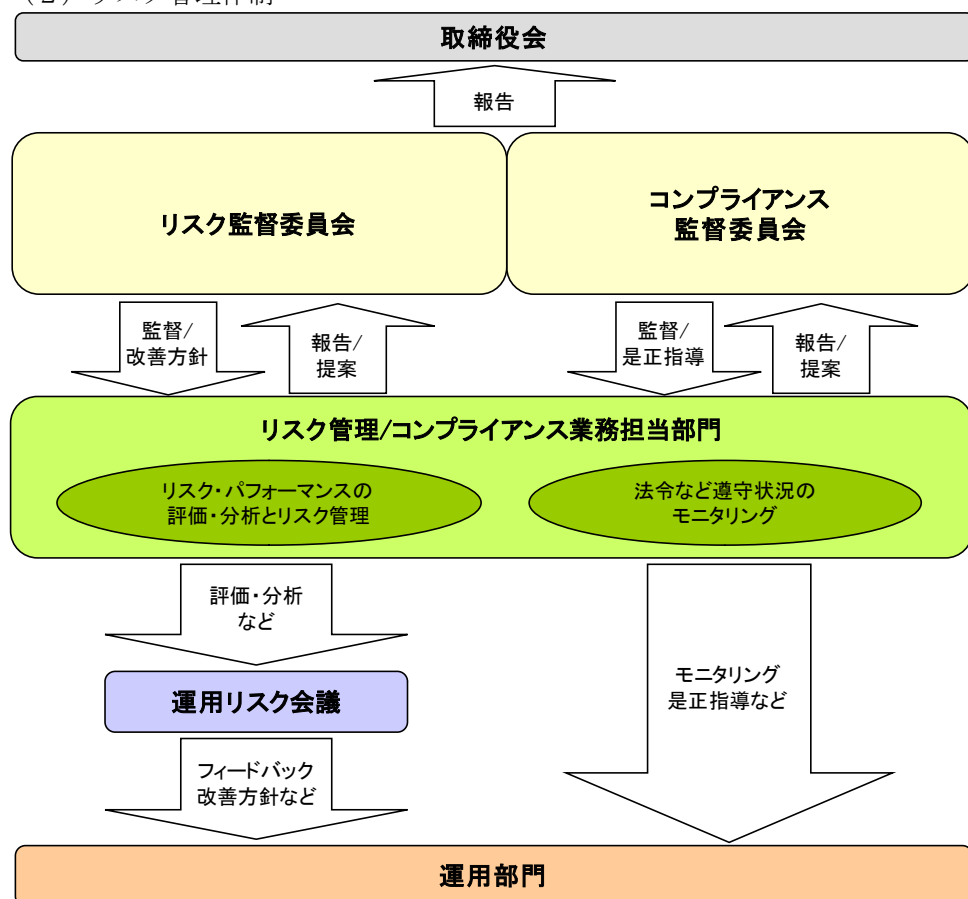
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

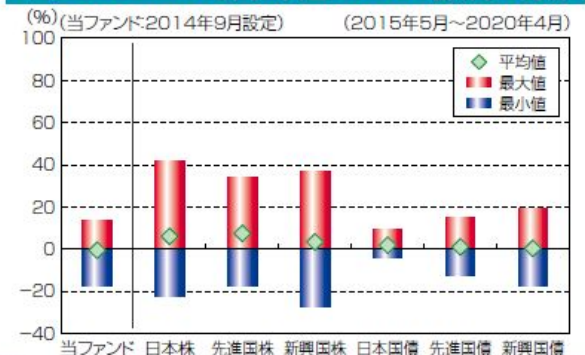
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ヘッジなしコース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-0.5%	6.1%	7.5%	3.5%	1.9%	1.1%	0.4%
最大値	13.7%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	15.3%	19.3%
最小値	-17.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

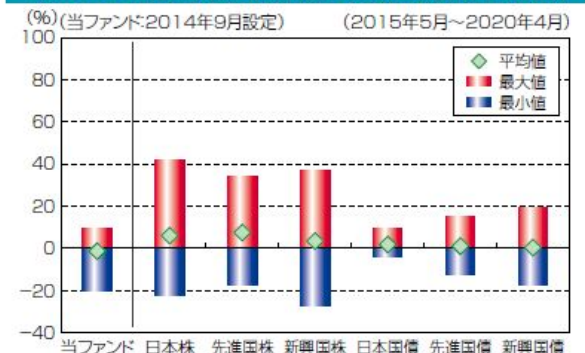
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

通貨プレミアムコース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.3%	6.1%	7.5%	3.5%	1.9%	1.1%	0.4%
最大値	9.4%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	15.3%	19.3%
最小値	-20.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 NOMURA-BPI国債

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.188%（税抜1.08%）
投資対象とする投資信託証券	0.861%程度*
実質的負担	2.049%（税抜1.941%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.188%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率（年率）0.861%程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は2.049%（税抜1.941%）程度となります。

*この他に、投資対象とする「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド JPYアンヘッジド・クラス」および「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス」においては、固定報酬がかかります。

*投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.08%	0.26%	0.79%	0.03%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド JPYアンヘッジド・クラス」

「ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料

- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

- 「マネー・アカウント・マザーファンド」
- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
 - ・ 信託事務の処理に要する諸費用
 - ・ 信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

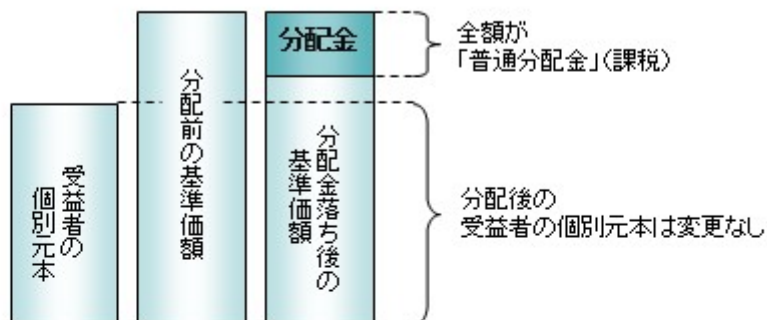
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

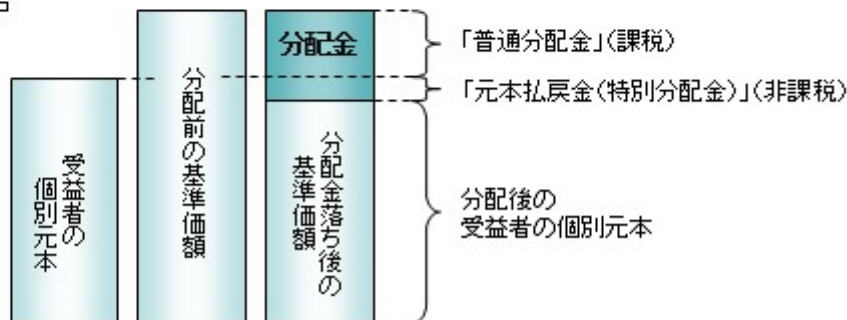
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2020 年 7 月 17 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）】

以下の運用状況は2020年4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	34,556,485	95.58
親投資信託受益証券	日本	35,764	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	1,560,684	4.32
合計（純資産総額）		36,152,933	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド JPYアンヘッジド・クラス	56,798,957	0.6	34,155,403	0.6	34,556,485	95.58
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	35,672	1.0025	35,764	1.0026	35,764	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.58
親投資信託受益証券	0.10
合 計	95.68

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2014年10月17日）	30	30	0.9620	0.9620
第2特定期間末（2015年4月17日）	133	134	1.0618	1.0668
第3特定期間末（2015年10月19日）	121	122	0.9741	0.9791
第4特定期間末（2016年4月18日）	67	67	0.8506	0.8556
第5特定期間末（2016年10月17日）	67	68	0.8354	0.8404
第6特定期間末（2017年4月17日）	42	43	0.8676	0.8726
第7特定期間末（2017年10月17日）	44	44	0.8620	0.8670
第8特定期間末（2018年4月17日）	41	41	0.7838	0.7888
第9特定期間末（2018年10月17日）	39	40	0.7863	0.7913
第10特定期間末（2019年4月17日）	112	112	0.7864	0.7914
第11特定期間末（2019年10月17日）	110	111	0.7501	0.7551
第12特定期間末（2020年4月17日）	35	35	0.6166	0.6216
2019年4月末日	112	—	0.7836	—
5月末日	110	—	0.7634	—
6月末日	109	—	0.7565	—
7月末日	111	—	0.7631	—
8月末日	109	—	0.7430	—
9月末日	111	—	0.7533	—
10月末日	112	—	0.7520	—
11月末日	112	—	0.7454	—
12月末日	42	—	0.7564	—
2020年1月末日	42	—	0.7464	—
2月末日	41	—	0.7319	—
3月末日	34	—	0.5928	—
4月末日	36	—	0.6232	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	0
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	0.0300
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	0.0300

第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0300
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	0.0300
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	0.0300
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.0300
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	0.0300
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	0.0300
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	0.0300
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	0.0300
第12特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	△3.80
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	13.49
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	△5.43
第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	△9.60
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	1.74
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	7.45
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	2.81
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	△5.59
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	4.15
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	3.83
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	△0.80
第12特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	△13.80

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	31,555,686	0
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	101,117,033	6,935,680
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	9,992,522	10,948,295
第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	3,244,498	48,615,719
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	2,019,084	292,931
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	34,805,853	66,641,486
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	4,105,295	1,649,648
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	1,837,034	606,013
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	3,129,620	5,471,916
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	92,908,623	1,087,677
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	5,314,055	0

第12 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	4, 048, 382	94, 239, 238
----------	----------------------------------	-------------	--------------

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）】

以下の運用状況は2020年4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	130,271,245	95.51
親投資信託受益証券	日本	135,577	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	5,993,257	4.39
合計（純資産総額）		136,400,079	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス	571,114,625	0.22	128,215,233	0.22	130,271,245	95.51
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	135,226	1.0026	135,578	1.0026	135,577	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.51
親投資信託受益証券	0.10
合 計	95.61

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2014年10月17日）	68	68	0.9691	0.9691
第2特定期間末（2015年4月17日）	111	112	0.9842	0.9942
第3特定期間末（2015年10月19日）	103	104	0.8717	0.8817
第4特定期間末（2016年4月18日）	63	64	0.7568	0.7668
第5特定期間末（2016年10月17日）	45	45	0.6937	0.7037
第6特定期間末（2017年4月17日）	38	38	0.6590	0.6690
第7特定期間末（2017年10月17日）	63	64	0.6014	0.6114
第8特定期間末（2018年4月17日）	90	92	0.5321	0.5421
第9特定期間末（2018年10月17日）	113	114	0.4970	0.5040
第10特定期間末（2019年4月17日）	92	93	0.4691	0.4761
第11特定期間末（2019年10月17日）	166	169	0.4275	0.4345
第12特定期間末（2020年4月17日）	134	137	0.3153	0.3223
2019年4月末日	92	—	0.4680	—
5月末日	85	—	0.4531	—
6月末日	83	—	0.4486	—
7月末日	87	—	0.4482	—
8月末日	86	—	0.4345	—
9月末日	166	—	0.4343	—
10月末日	167	—	0.4294	—
11月末日	174	—	0.4213	—
12月末日	182	—	0.4192	—
2020年1月末日	179	—	0.4089	—
2月末日	166	—	0.3943	—
3月末日	131	—	0.3086	—
4月末日	136	—	0.3200	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	0
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	0.0600
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	0.0600

第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0600
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	0.0600
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	0.0600
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.0600
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	0.0600
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	0.0420
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	0.0420
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	0.0420
第12特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	0.0420

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	△3.09
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	7.75
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	△5.33
第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	△6.30
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	△0.41
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	3.65
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	0.36
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	△1.55
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	1.30
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	2.84
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	0.09
第12特定期間	2019年10月18日～2020年4月17日	△16.42

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

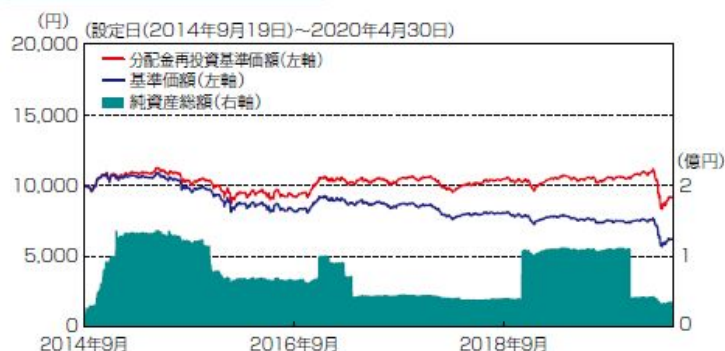
期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年9月19日～2014年10月17日	71,170,012	0
第2特定期間	2014年10月18日～2015年4月17日	46,825,162	4,956,751
第3特定期間	2015年4月18日～2015年10月19日	6,076,344	39,179
第4特定期間	2015年10月20日～2016年4月18日	4,162,754	39,117,864
第5特定期間	2016年4月19日～2016年10月17日	1,002,230	19,836,432
第6特定期間	2016年10月18日～2017年4月17日	20,264,549	27,581,016
第7特定期間	2017年4月18日～2017年10月17日	51,039,969	3,060,629
第8特定期間	2017年10月18日～2018年4月17日	67,329,304	3,454,347
第9特定期間	2018年4月18日～2018年10月17日	59,844,551	1,926,247
第10特定期間	2018年10月18日～2019年4月17日	19,689,062	50,749,947
第11特定期間	2019年4月18日～2019年10月17日	221,879,801	29,081,625

第12 特定期間	2019 年 10 月 18 日～2020 年 4 月 17 日	56,238,654	19,793,709
----------	----------------------------------	------------	------------

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移

ヘッジなしコース



基準価額.....6,232円

純資産総額.....0.36億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

通貨プレミアムコース



基準価額.....3,200円

純資産総額.....1.36億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

ヘッジなしコース

2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,300円

通貨プレミアムコース

2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	直近1年間累計	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	840円	5,880円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

ヘッジなしコース

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド JPYアンヘッジド・クラス	95.6%
マネー・アカウント・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	4.3%

※上記は当ファンドの純資産総額比率です。

通貨プレミアムコース

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス	95.5%
マネー・アカウント・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	4.4%

※上記は当ファンドの純資産総額比率です。

<現物資産の内容>

ヘッジなしコース

通貨プレミアムコース

投資対象	比率※1		銘柄名称	国 名	業種名	利回り	比率※2
高利回り 債券	53.5%		HCA INC. 5.6250% 09/01/2028	アメリカ	ヘルスケア	4.08%	2.3%
			CENTENE CORPORATION 4.7500% 01/15/2025	アメリカ	ヘルスケア	4.19%	1.7%
			ALTICE FRANCE 7.3750% 05/01/2026	フランス	情報通信	6.45%	1.6%
			DISH DBS CORPORATION 5.0000% 03/15/2023	アメリカ	メディア	6.84%	1.4%
			FORD MOTOR CREDIT COMPANY LLC 4.2710% 01/09/2027	アメリカ	自動車	7.12%	1.3%
不動産等 関連証券	REIT	14.8%	LEXINGTON REALTY	アメリカ	REIT	4.01%	4.6%
			CORESITE REALTY	アメリカ	REIT	4.07%	4.2%
			HEALTHPEAK	アメリカ	REIT	5.41%	3.5%
	不動産連動社債	0.0%	—	—	—	—	—
			ENERGY TRANSFER	アメリカ	MLP	15.28%	6.3%
	上場MLP	10.9%	MPLX	アメリカ	MLP	14.63%	5.8%
ENTERPRISE PRODUCTS			アメリカ	MLP	9.84%	5.4%	
優先証券 等	20.3%		MetLife	アメリカ	保険	5.69%	7.7%
			Ace Capital	スイス	保険	4.66%	7.1%
			Demeter (Swiss Re)	スイス	保険	4.51%	6.7%
			Credit Suisse Group	スイス	銀行	4.68%	6.5%
			HSBC Capital Funding	イギリス	銀行	4.96%	6.3%

※1 当外国投資信託の数値です。 ※2 各投資対象資産内での比率です。

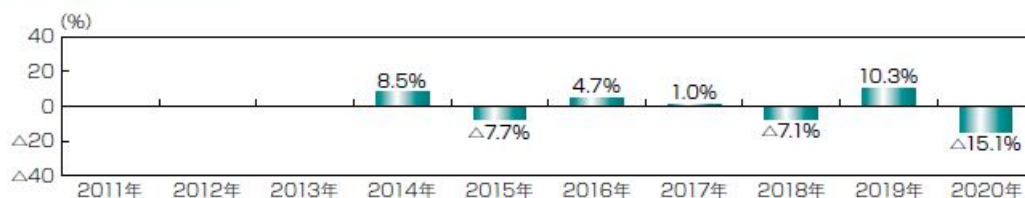
※利回りは、将来得られる期待利回りを示すものではありません。

※上記は当ファンドの主要投資対象である、ハイブリッド・トライ・アセット・ファンドの内容です。

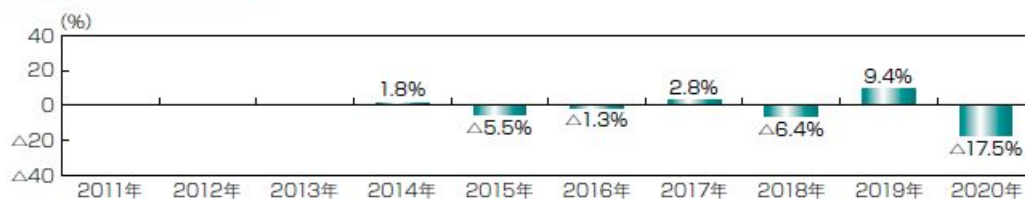
※上記は当外国投資信託の運用会社であるシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントより提供された情報です。

年間収益率の推移

ヘッジなしコース



通貨プレミアムコース



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※「ヘッジなしコース」および「通貨プレミアムコース」の2014年は、設定時から2014年末までの騰落率です。

※2020年は、2020年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
 - 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）
 - 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
 - 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）
 - 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合
2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2020年10月19日をもって信託期間が終了いたします。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1. 解約請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合
2. 解約請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）

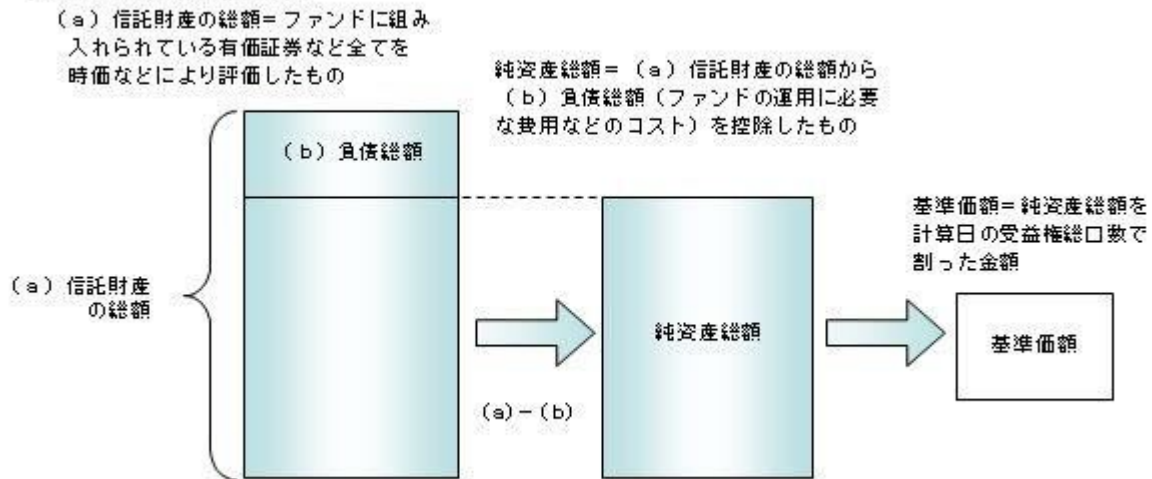
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2020年10月19日までとします（2014年9月19日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決

議」をご覧ください。)

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

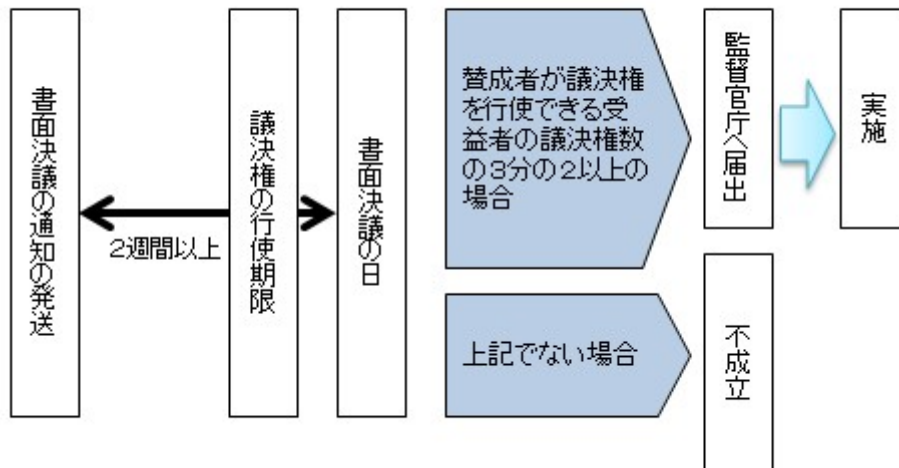
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）>

<日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2019 年 10 月 18 日から 2020 年 4 月 17 日までの特定期間の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）の2019年10月18日から2020年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）の2020年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,691,311	1,806,846
投資信託受益証券	105,995,303	33,909,269
親投資信託受益証券	110,065	35,583
未収入金	-	107,306
流動資産合計	111,796,679	35,859,004
資産合計	111,796,679	35,859,004
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	738,899	287,945
未払受託者報酬	2,969	944
未払委託者報酬	104,230	33,499
未払利息	6	1
その他未払費用	98,910	28,679
流動負債合計	945,014	351,068
負債合計	945,014	351,068
純資産の部		
元本等		
元本	147,779,938	57,589,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△36,928,273	△22,081,146
（分配準備積立金）	1,068,581	719,900
元本等合計	110,851,665	35,507,936
純資産合計	110,851,665	35,507,936
負債純資産合計	111,796,679	35,859,004

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
営業収益		
受取配当金	5,055,660	3,064,411
受取利息	2	1
有価証券売買等損益	△5,210,806	△9,622,392
営業収益合計	△155,144	△6,557,980
営業費用		
支払利息	1,059	333
受託者報酬	17,878	9,815
委託者報酬	627,948	345,732
その他費用	55,289	29,841
営業費用合計	702,174	385,721
営業利益又は営業損失（△）	△857,318	△6,943,701
経常利益又は経常損失（△）	△857,318	△6,943,701
当期純利益又は当期純損失（△）	△857,318	△6,943,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	△382,531
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△30,428,746	△36,928,273
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	24,677,192
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	24,677,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,277,632	1,102,829
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,277,632	1,102,829
分配金	4,364,577	2,166,066
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△36,928,273	△22,081,146

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
1.	期首元本額	142,465,883 円	147,779,938 円
	期中追加設定元本額	5,314,055 円	4,048,382 円
	期中一部解約元本額	－ 円	94,239,238 円
2.	受益権の総数	147,779,938 口	57,589,082 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	36,928,273 円	22,081,146 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年4月18日 至 2019年10月17日		当期 自 2019年10月18日 至 2020年4月17日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2019年4月18日 至 2019年5月17日		自 2019年10月18日 至 2019年11月18日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 711,816 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 739,158 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 8,223,956 円	C	信託約款に定める収益調整金 8,618,450 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 957,512 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 1,068,581 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 9,893,284 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 10,426,189 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 690 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 698 円
G	分配金額 716,080 円	G	分配金額 746,669 円
H	分配金額(1万口当たり) 50 円	H	分配金額(1万口当たり) 50 円
自 2019年5月18日 至 2019年6月17日		自 2019年11月19日 至 2019年12月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 715,865 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 413,863 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 8,281,514 円	C	信託約款に定める収益調整金 3,239,471 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 953,248 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 509,732 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 9,950,627 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 4,163,066 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 690 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 742 円
G	分配金額 720,571 円	G	分配金額 280,417 円
H	分配金額(1万口当たり) 50 円	H	分配金額(1万口当たり) 50 円
自 2019年6月18日 至 2019年7月17日		自 2019年12月18日 至 2020年1月17日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 765,969 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 312,690 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 8,339,744 円	C	信託約款に定める収益調整金 3,262,697 円

D 信託約款に定める分配準備積立金	948,542 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	643,178 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,054,255 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	4,218,565 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	693 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	747 円
G 分配金額	725,117 円	G 分配金額	282,095 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 7 月 18 日 至 2019 年 8 月 19 日		自 2020 年 1 月 18 日 至 2020 年 2 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	719,227 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	282,700 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	8,396,567 円	C 信託約款に定める収益調整金	3,284,908 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	989,394 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	673,773 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,105,188 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	4,241,381 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	692 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	747 円
G 分配金額	729,526 円	G 分配金額	283,686 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 8 月 20 日 至 2019 年 9 月 17 日		自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 3 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	822,814 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	289,909 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	8,459,081 円	C 信託約款に定める収益調整金	3,306,969 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	979,095 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	672,622 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,260,990 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	4,269,500 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	698 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	748 円
G 分配金額	734,384 円	G 分配金額	285,254 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円
自 2019 年 9 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日		自 2020 年 3 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	739,955 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	330,568 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	8,517,649 円	C 信託約款に定める収益調整金	3,344,545 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	1,067,525 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	677,277 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	10,325,129 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	4,352,390 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	698 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	755 円
G 分配金額	738,899 円	G 分配金額	287,945 円
H 分配金額(1 万口当たり)	50 円	H 分配金額(1 万口当たり)	50 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	同左

	デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2019年10月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△381,790
親投資信託受益証券	10
合計	△381,780

当期 (2020年4月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,334,885
親投資信託受益証券	△4
合計	1,334,881

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2019年10月17日現在		当期 2020年4月17日現在	
1口当たり純資産額	0.7501円	1口当たり純資産額	0.6166円
(1万口当たり純資産額)	(7,501円)	(1万口当たり純資産額)	(6,166円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド J P Y アンヘッジド・クラス	56,393,264	33,909,269	
投資信託受益証券 合計		56,393,264	33,909,269	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	35,491	35,583	
親投資信託受益証券 合計		35,491	35,583	
合計		56,428,755	33,944,852	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）の2019年10月18日から2020年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）の2020年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,104,327	8,715,272
投資信託受益証券	159,214,128	128,215,233
親投資信託受益証券	164,653	172,338
未収入金	-	402,594
流動資産合計	169,483,108	137,505,437
資産合計	169,483,108	137,505,437
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,726,357	2,981,472
未払受託者報酬	3,993	3,672
未払委託者報酬	140,068	128,884
未払利息	11	8
その他未払費用	91,576	80,366
流動負債合計	2,962,005	3,194,402
負債合計	2,962,005	3,194,402
純資産の部		
元本等		
元本	389,479,701	425,924,646
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△222,958,598	△291,613,611
（分配準備積立金）	13,655,812	28,144,277
元本等合計	166,521,103	134,311,035
純資産合計	166,521,103	134,311,035
負債純資産合計	169,483,108	137,505,437

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
営業収益		
受取配当金	16,833,610	34,506,661
受取利息	4	3
有価証券売買等損益	△16,151,953	△63,117,803
営業収益合計	681,661	△28,611,139
営業費用		
支払利息	1,290	993
受託者報酬	15,729	27,537
委託者報酬	552,904	965,831
その他費用	48,603	83,515
営業費用合計	618,526	1,077,876
営業利益又は営業損失（△）	63,135	△29,689,015
経常利益又は経常損失（△）	63,135	△29,689,015
当期純利益又は当期純損失（△）	63,135	△29,689,015
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△97,832	10,885
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△104,418,819	△222,958,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,928,194	11,748,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,928,194	11,748,020
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,157,953	32,791,411
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,157,953	32,791,411
分配金	9,470,987	17,911,722
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△222,958,598	△291,613,611

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
1.	期首元本額	196,681,525 円	389,479,701 円
	期中追加設定元本額	221,879,801 円	56,238,654 円
	期中一部解約元本額	29,081,625 円	19,793,709 円
2.	受益権の総数	389,479,701 口	425,924,646 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	222,958,598 円	291,613,611 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日		当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日			
分配金の計算過程		分配金の計算過程			
自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 5 月 17 日		自 2019 年 10 月 18 日 至 2019 年 11 月 18 日			
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,129,985 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,911,856 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	3,901,734 円	C	信託約款に定める収益調整金	23,946,397 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	7,598,147 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	13,655,812 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	13,629,866 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	42,514,065 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	727 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,030 円
G	分配金額	1,311,610 円	G	分配金額	2,887,321 円
H	分配金額(1 万口当たり)	70 円	H	分配金額(1 万口当たり)	70 円
自 2019 年 5 月 18 日 至 2019 年 6 月 17 日		自 2019 年 11 月 19 日 至 2019 年 12 月 17 日			
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,165,628 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,303,894 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	3,868,305 円	C	信託約款に定める収益調整金	24,100,397 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	8,276,425 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	15,680,347 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	14,310,358 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	45,084,638 円
F	分配対象収益(1 万口当たり)	774 円	F	分配対象収益(1 万口当たり)	1,089 円
G	分配金額	1,292,785 円	G	分配金額	2,897,954 円
H	分配金額(1 万口当たり)	70 円	H	分配金額(1 万口当たり)	70 円
自 2019 年 6 月 18 日 至 2019 年 7 月 17 日		自 2019 年 12 月 18 日 至 2020 年 1 月 17 日			
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,205,430 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,665,806 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	4,752,016 円	C	信託約款に定める収益調整金	26,758,792 円

D 信託約款に定める分配準備積立金	9,148,264 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	18,076,824 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	16,105,710 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	50,501,422 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	823 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,149 円
G 分配金額	1,368,284 円	G 分配金額	3,075,752 円
H 分配金額(1 万口当たり)	70 円	H 分配金額(1 万口当たり)	70 円
自 2019 年 7 月 18 日 至 2019 年 8 月 19 日		自 2020 年 1 月 18 日 至 2020 年 2 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,352,469 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,831,197 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	4,819,161 円	C 信託約款に定める収益調整金	27,022,928 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	9,984,293 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	20,666,878 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	17,155,923 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	53,521,003 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	873 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,211 円
G 分配金額	1,374,131 円	G 分配金額	3,091,428 円
H 分配金額(1 万口当たり)	70 円	H 分配金額(1 万口当たり)	70 円
自 2019 年 8 月 20 日 至 2019 年 9 月 17 日		自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 3 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,405,312 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,721,048 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	5,160,603 円	C 信託約款に定める収益調整金	26,232,376 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	10,908,067 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	22,398,324 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	18,473,982 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	54,351,748 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	925 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,277 円
G 分配金額	1,397,820 円	G 分配金額	2,977,795 円
H 分配金額(1 万口当たり)	70 円	H 分配金額(1 万口当たり)	70 円
自 2019 年 9 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日		自 2020 年 3 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,775,915 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	5,989,370 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	21,801,066 円	C 信託約款に定める収益調整金	26,301,087 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	11,606,254 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	25,136,379 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	38,183,235 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	57,426,836 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	980 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,348 円
G 分配金額	2,726,357 円	G 分配金額	2,981,472 円
H 分配金額(1 万口当たり)	70 円	H 分配金額(1 万口当たり)	70 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019 年 4 月 18 日 至 2019 年 10 月 17 日	当期 自 2019 年 10 月 18 日 至 2020 年 4 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	同左

	デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2019年10月17日現在	当期 2020年4月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2019年10月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△4,269,721
親投資信託受益証券	△1
合計	△4,269,722

当期 (2020年4月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,908,137
親投資信託受益証券	△18
合計	△3,908,155

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2019年10月17日現在		当期 2020年4月17日現在	
1口当たり純資産額	0.4275円	1口当たり純資産額	0.3153円
(1万口当たり純資産額)	(4,275円)	(1万口当たり純資産額)	(3,153円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス	571,114,625	128,215,233	
投資信託受益証券 合計		571,114,625	128,215,233	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	171,892	172,338	
親投資信託受益証券 合計		171,892	172,338	
合計		571,286,517	128,387,571	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2020 年 4 月 30 日現在です。

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	36,197,925円
II 負債総額	44,992円
III 純資産総額（I－II）	36,152,933円
IV 発行済口数	58,011,339口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6232円

【日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	136,541,949円
II 負債総額	141,870円
III 純資産総額（I－II）	136,400,079円
IV 発行済口数	426,226,231口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3200円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年4月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2020年4月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2020年4月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2020年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	836	191,191
株式投資信託	785	162,594
単位型	271	10,814
追加型	514	151,780
公社債投資信託	51	28,596
単位型	38	1,119
追加型	13	27,476

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)		第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウェア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

(単位：百万円)

	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	354	554
未払金	6,112	5,881
未払収益分配金	7	8
未払償還金	71	71
未払手数料 ※3	5,299	5,202
その他未払金	734	599
未払費用 ※3	3,897	※3 4,289
未払法人税等	2,382	1,439
未払消費税等 ※4	621	※4 746
賞与引当金	2,680	2,718
役員賞与引当金	210	55
その他 ※3	172	42
流動負債合計	16,431	15,726
固定負債		
退職給付引当金	1,405	1,395
その他	629	695
固定負債合計	2,035	2,091
負債合計	18,466	17,818
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,142	55,395
利益剰余金合計	47,142	55,395
自己株式	△833	△905
株主資本合計	68,891	77,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	493	△60
繰延ヘッジ損益	185	389
評価・換算差額等合計	679	329
純資産合計	69,571	77,402
負債純資産合計	88,038	95,220

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

(単位：百万円)

	第 60 期		第 61 期	
	(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)		(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※ 1	1,865	※ 1	4,881
有価証券償還益		1		—
デリバティブ収益	※ 1	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※ 1	286		185
有価証券償還損		—		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		—		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		—
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 60 期（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第 61 期（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(2) デリバティブ 時価法 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。				
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。				

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281 百万円 器具備品 655 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 現金・預金 1,347 百万円 未収収益 127 百万円 (流動負債) 未払手数料 350 百万円 未払費用 767 百万円 その他 162 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ に支払うオフィス賃借料等の債務 468 百万円に対し て保証を行っております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,311 百万円 器具備品 707 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 151 百万円 (流動負債) 未払費用 623 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ に支払うオフィス賃借料等の債務 365 百万円に対し て保証を行っております。

(損益計算書関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。
受取配当金 1,831 百万円	受取配当金 4,849 百万円
デリバティブ収益 54 百万円	
支払利息 75 百万円	

(株主資本等変動計算書関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,301,700	64,000	—	1,365,700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2009 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	—	323,400	1,171,500	—
2009 年度 ストックオプション(2)	普通株式	108,900	—	33,000	75,900	—
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	—	630,300	2,055,900	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	—	3,618,000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	—	66,000	3,811,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	4,422,000	66,000	4,356,000	—
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

3 2009 年度ストックオプション(1)1,171,500 株、2009 年度ストックオプション(2)75,900 株、2011 年度ストックオプション(1)2,055,900 株及び 2016 年度ストックオプション(1)1,206,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016 年度ストックオプション(1)2,412,000 株、2016 年度ストックオプション(2)及び 2017 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018 年 5 月 31 日 取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018 年 3 月 31 日	2018 年 6 月 23 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年 5 月 28 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 24 日

第 61 期（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	—	1,454,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2009 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	—	1,171,500	—	—
2009 年度 ストックオプション(2)	普通株式	75,900	—	75,900	—	—
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	—	871,200	1,184,700	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	2,272,000	1,346,000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	—	1,417,000	2,394,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	—	1,417,000	2,939,000	—
合計		15,088,300	—	7,224,600	7,863,700	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2011 年度ストックオプション(1)1,184,700 株、2016 年度ストックオプション(1)881,000 株及び 2016 年度ストックオプション(2)804,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016 年度ストックオプション(1)465,000 株、2016 年度ストックオプション(2)1,590,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年 5 月 28 日 取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 12 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020 年 3 月 31 日	2020 年 7 月 1 日

(リース取引関係)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 853 百万円 1 年超 6,704 百万円 合計 7,558 百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 912 百万円 1 年超 6,148 百万円 合計 7,060 百万円

(金融商品関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	—
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	—
(3) 未収収益	618	618	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,740	16,740	—
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	—
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	—
デリバティブ取引計	(158)	(158)	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち3百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち0百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額 22,876 百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,892 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	20,680	—	—	—
未収委託者報酬	16,867	—	—	—
未収収益	618	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	—
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	—
(3) 未収収益	1,412	1,412	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	17,828	17,828	—
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	—
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	—
デリバティブ取引計	142	142	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額 22,876 百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,892 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	24,591	—	—	—
未収委託者報酬	16,912	—	—	—
未収収益	1,412	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

(有価証券関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について 21 百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

(デリバティブ取引関係)

第 60 期(2019 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,407	—	3	3
	買建	—	—	—	—
合計		2,407	—	3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,792	—	△35	△35
合計		1,792	—	△35	△35

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		2,251	—	△42
	豪ドル		63	—	△0
	シンガポール ドル		975	—	△18
	香港ドル		518	—	△8
	人民元		2,149	—	△58
	ユーロ		81	—	0
合計			6,040	—	△127

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 61 期(2020 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,913	—	△41	△41
	買建	—	—	—	—
合計		1,913	—	△41	△41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,808	—	15	15
合計		1,808	—	15	15

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		3,427	—	20
	豪ドル		48	—	9
	シンガポール ドル		944	—	58
	香港ドル		529	—	2
	人民元		2,017	—	76
	ユーロ		70	—	1
合計			7,038	—	167

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,010	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,002
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,668	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,485
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,704	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,631

(退職給付関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.1%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230 百万円でありました。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.2%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定条件	2012 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012 年 1 月 22 日から 2020 年 1 月 21 日まで	同左

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	—
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128 百万円

3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分
割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開
日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定条件	2012 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012 年 1 月 22 日から 2020 年 1 月 21 日まで	同左

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	1, 171, 500	75, 900
付与	0	0
失効	1, 171, 500	75, 900
権利確定	0	0
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	2, 055, 900	3, 618, 000
付与	0	0
失効	871, 200	2, 272, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	1, 184, 700	1, 346, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)		第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 820		賞与引当金 822
	投資有価証券評価損 96		投資有価証券評価損 102
	関係会社株式評価損 1,430		関係会社株式評価損 1,430
	退職給付引当金 430		退職給付引当金 427
	固定資産減価償却費 103		固定資産減価償却費 96
	その他 761		その他 744
	繰延税金資産小計 3,643		繰延税金資産小計 3,624
	評価性引当金 △1,430		評価性引当金 △1,430
	繰延税金資産合計 2,212		繰延税金資産合計 2,194
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 217		繰延ヘッジ利益 172
	繰延ヘッジ利益 81		繰延税金負債合計 172
	繰延税金負債合計 299		繰延税金資産の純額 2,022
	繰延税金資産の純額 1,913		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
	受取配当金等永久に益金に参入されない項目 △4.4%		受取配当金等永久に益金に参入されない項目 △9.6%
	その他 0.6%		その他 1.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.6%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.6%

(関連当事者情報)

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポ ー ル 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付の 返済 (シンガ ポールドル 貨建) (注 1)	554 (SGD 6,800 千) (注 2)	—	—
							貸付金利息 (シンガ ポールドル 貨建) (注 1)	8 (SGD 104 千)	—	—
							資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 3)	1,807 (USD 16,500 千) (注 4)	関係会社 短期 貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付 (円貨建) (注 3)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注 3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 5)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千) (注 5)	アセット マネジメ ント業	間接 100.00	資金の 借入	資金の借入 (米国ドル 貨建) (注 6)	5,364 (USD 50,000 千) (注 7)	—	—
							資金の借入 の返済 (米国ドル 貨建) (注 6)	5,526 (USD 50,000 千) (注 7)	—	—
							借入金利息 (米国ドル 貨建) (注 6)	65 (USD 593 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 取引金額 554 百万円 (SGD6,800 千) の内訳は、貸付の返済 554 百万円 (SGD6,800 千) であります。
- 3 融資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 取引金額 1,807 百万円 (USD16,500 千) の内訳は、貸付 1,807 百万円 (USD16,500 千) であります。

- 5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. 及び Nikko Asset Management Americas, Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 7 取引金額 5,364 百万円 (USD50,000 千) 及び 5,526 百万円 (USD50,000 千) の内訳は、借入 5,364 百万円 (USD50,000 千) 及び借入の返済 5,526 百万円 (USD50,000 千) であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	1,793 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	86 (USD 798 千)	未収収益	13 (USD 122 千)
							資金の貸付 (円貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	配当の受取	1,526 (USD 14,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550 (百万円)	アセット マネジメント 業	直接 100.00	—	配当の受取	2,700	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第61期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
1株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第61期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数(千株)	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション(1) 1,346,000株、2016年度ストックオプション(2) 2,394,000株、2017年度ストックオプション(1) 2,939,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 (2019年3月31日)	第61期 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	69,571	77,402
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	195,647	195,558

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

<追加型証券投資信託 日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）>

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けません。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年10月19日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了

時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）
およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3

項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券の時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2014年9月19日から2014年10月17日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から

支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第4条に規定する信託期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第4条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年

間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けられないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

2. 一部解約の実行の請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が20億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている

受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第38条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2014年9月19日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ケイマン籍外国投資信託

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド J P Yアンヘッジド・クラス 円建受益証券

(ロ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第12条第10項および第38条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース） 受益証券

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年10月19日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日
2. 取得申込日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了

時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）
およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3

項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券の時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2014年9月19日から2014年10月17日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から

支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第4条に規定する信託期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第4条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年

間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けられないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

2. 一部解約の実行の請求日の翌営業日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が20億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている

受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第46条 この信託は、委託者が第38条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2014年9月19日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ケイマン籍外国投資信託

ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド カレンシー・カバードコール・ストラテジー・クラス
円建受益証券

(ロ)約款第16条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

(2)別に定める各信託

約款第12条第10項および第38条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（新興国通貨戦略コース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型（通貨プレミアムコース） 受益証券

